

自治会活動の手引き

岐阜市自治会百科事典 2024

岐阜市自治会連絡協議会

目 次

第1章 自治会の意義と沿革	1
1 自治会の意義	
2 自治会の沿革	
◇コラム 「協働とは？」	
第2章 自治会の組織	4
1 自治会連絡協議会	
2 自治会連合会	
3 単位自治会・班	
第3章 自治会の活動	6
1 自治会連絡協議会の年間行事	
2 自治会連合会の活動	
3 今後の自治会に期待される役割	
◇コラム 「自治会に期待される役割～協働のまちづくり指針から～」	
◇コラム 「男女共同参画社会とは」	
第4章 単位自治会の組織運営	12
1 自治会長とその役割	
2 自治会役員とその役割	
3 事業計画や予算の立て方	
第5章 地域の各種団体	13
1 福祉関係	
・社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会	
・日本赤十字社岐阜県支部岐阜市地区	
・岐阜県共同募金会岐阜市支会	
・岐阜市民生委員・児童委員協議会	
・老人クラブと老人クラブ連合会	
・岐阜市母子寡婦福祉連合会	
・一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	
・岐阜市遺族連合会	
・岐阜山県保護区保護司会	
◇コラム 「高齢者の方などへの配慮」	

2	防災関係 -----	17
	・岐阜市自主防災組織連絡協議会	
	・消防団	
	・市民消火隊	
	・女性防火クラブと女性防火クラブ運営協議会	
	・少年消防クラブと少年消防クラブ運営協議会	
	・水防団	
	◇コラム 「ご存知ですか？消火器の使い方」	
	◇コラム 「備えてますか？」	
	◇コラム 「地震から身を守る日頃の備え」	
3	防犯・交通安全関係 -----	23
	・岐阜中・南・北地区防犯連絡協議会、岐阜羽島地区防犯協会連合会	
	・岐阜中・南・北・羽島地区交通安全協会	
	◇コラム 「コミュニティバスに乗ってみませんか？」	
4	環境関係 -----	25
	・都市美化推進連絡協議会	
	◇コラム 「雑がみ集めてごみ減量」	
5	基盤整備関係 -----	26
	・岐阜治水会	
	・長良川橋梁架設推進協議会	
6	青少年教育関係 -----	27
	・岐阜市子ども会育成連合会	
	・青少年育成市民会議	
	◇コラム 「コミュニティ・スクールとは」	
7	スポーツ関係 -----	28
	・スポーツ推進委員と岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会	
	・体育振興会	
	・スポーツ少年団	

8	社会教育・コミュニティ・人権・食育・統計関係 -----	29
	・ 公民館運営審議会・公民館運営委員会・岐阜市公民館連絡協議会	
	・ 岐阜市女性の会連絡協議会	
	・ 岐阜市PTA連合会	
	・ 岐阜市視聴覚教育連絡協議会	
	・ コミュニティセンター運営委員会	
	・ 地域人権教育推進委員会	
	・ 岐阜市食生活改善推進協議会	
	・ 岐阜市統計協会	
	第6章 魅力あふれる地域のまちづくり -----	31
1	地域の「まちづくりの芽」を発見しよう！	
2	まちづくりへの展開	
3	まちづくり協議会	
4	地域力創生事業	
5	アダプト・プログラム～ぎふまち育て隊～	
	◇コラム 「アダプト・プログラムとは」	
	第7章 自治会への加入促進のために -----	39
	・ 事例1～7	
	第8章 個人情報保護法の改正 -----	46
1	個人情報保護法の改正と小規模事業者への法の適用	
2	個人情報を集める、保管するときのルール	
3	個人情報保護法に関するQ&A	
	第9章 地縁団体 -----	48
1	地方自治法改正の変遷	
2	地縁による団体の定義	
3	認可申請に必要な書類について	

【こんなときは？ Q&A】 ----- 49

- Q 1 盆踊りや運動会など各種の行事への参加者が少なくなっています。何かいい方法はないでしょうか。
- Q 2 自治会の行事に参加しない人への対応はどうしたらよいでしょうか。
- Q 3 自治会活性化のために、インターネットを活用している例がありますか。
- Q 4 「地域の情報がもっと欲しい」という声に応えたい。
- Q 5 自治会活動と神社の祭りなど宗教、選挙との関わり方について、どのように対応したらよいでしょうか。
- Q 6 行政以外にも民間企業や福祉団体からチラシなどの回覧依頼がきますが、どのように処理すればよいでしょうか。
- Q 7 自治会内の回覧板が、最後の世帯へ回るところにはチラシの行事などが終わってしまっているようなことがあります。どのように改善すればよいでしょうか。
- Q 8 自治会の加入世帯が変更となりました。「広報ぎふ」の配布部数を変更するには、どのようにすればよいのでしょうか。
- Q 9 自治会会員名簿の作成と、個人のプライバシーや個人情報の保護について教えてください。
- Q 10 自治会の活動を充実させるためには、自治会長の任期はどれくらい必要ですか。
(私の自治会では、自治会長の任期は1年交替となっています。)
- Q 11 自治会長の改選は、どのような方法がよいのでしょうか。
- Q 12 自治会区域内にマンションが建設されることを知りましたが、ごみ置き場、自治会への加入についての事前協議はどのように進めたらよいでしょうか。
- Q 13 団地などで新規に自治会を作る場合や、会員数が増えたため新しく2つの自治会に分ける場合など、どのような手続きをとればよいでしょうか。
- Q 14 自治会にはよく募金のお願いが来ますが、なぜ自治会で集めるのか、また、自治会によっては募金を自治会費から出しているところもありますが、この方法はどうかなど教えてください。
- Q 15 自主防災組織はなぜ必要なのでしょう。
- Q 16 災害が発生した場合の備蓄物資は確保されていますか。
- Q 17 総合防災訓練について教えてください。
- Q 18 防災知識・技術を習得したいときは。
- Q 19 地区敬老会に際し、市からは補助金が出ていますが、それ以外に自治会連合会からも費用を出して運営しています。自治会に加入していない人の扱いをどうすればよいでしょうか。
- Q 20 ごみの集積場の管理は、どこが行うのですか。また、集積場の新設や廃止は、どのような手続きをすればよいでしょうか。
- Q 21 ごみ出しルールの徹底について、良い方法がありませんか。

- Q 2 2 自治会の活動として、町内の道路・公園などの一斉清掃や、側溝の清掃をした時に、集めたごみや汚泥の処理はどのようにすればよいでしょうか。
- Q 2 3 不法投棄を発見したときは、どうしたらよいでしょうか。
- Q 2 4 資源分別回収は、どのように行われるのでしょうか。
- Q 2 5 犬や猫の糞害で困っていますが、何か対応策はありますか。また、野良犬を見かけたときはどうすればいいですか。
- Q 2 6 自治会で広報板を設置したいのですが。
- Q 2 7 飼い主不明の犬や猫の死体を発見した場合は、どのようにしたらよいでしょうか。
- Q 2 8 街路灯を設置したいのですが。また、蛍光灯が切れているのか点灯しません。どこへ連絡したらよいでしょうか。
- Q 2 9 道路に穴があいていたり、側溝が壊れているときは、どこに連絡すればよいでしょうか。
- Q 3 0 自治会内の交通が多い場所に、ガードレールやカーブミラーなどの道路安全施設、又は横断歩道や信号機を設けてほしいのですが、どのようにすればよいでしょうか。
- Q 3 1 自治公民館の建設について、市からの補助内容とその手続きを教えてください。
- Q 3 2 自治会が保有する自治公民館やその土地を、自治会の名義で不動産登記ができると聞きましたが、その内容を教えてください。

資 料 編 ----- 6 1

- 1 役員とその役割（事例）
- 2 規約（事例）
- 3 事業計画（事例）
- 4 予算・決算・監査（事例）
- 5 総会（事例）
- 6 自治会加入チラシ

*問い合わせ先は、令和5年度の組織名で記載してあります。

第1章 自治会の意義と沿革

1 自治会の意義

住民自治の充実に向けた動きが全国的にも活発化しています。地域のことを知り、地域に愛着を持つ住民の手により主体的にまちづくりを進めるといふ、まさに、まちづくりの主役は住民との考え方がその背景にあります。

私たち自治会は、地域における課題の解決や安全・安心の環境を築くため、重要な役割を果たしてきました。東日本大震災等の大規模災害では、地域住民が被災者を救助するなど、自治会の果たす役割があらためて注目を集めました。

2 自治会の沿革

自治会の歴史は、明治21年、市町村制の制定をきっかけに、その補助機関として自治会、町内会が位置付けられたところに始まります。戦前、町内会の組織づくりを推進してきたのが内務省です。敗戦色が濃くなったころ、指導は強化され、昭和17年には首相を総裁とし、都道府県支部のトップには知事が就任する大政翼賛会が指導組織となりました。名目上は、住民の自治組織であっても、昭和18年の地方制度全面改正によって、市町村の末端補助機関と位置付けられた経緯がありました。

敗戦後、町内会の法的根拠は失われ、解散させられます。しかし、配給品の受け取りなど住民にとっての必要性から、全国的に時をおかずに多くの町内会が再建されています。

岐阜市においても、昭和22年5月3日付けの「町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」に基づき、昭和22年5月20日付けで当時の東前豊岐阜市長から各自治会長あてに、「自治会解散」が通知されました。

しかし、この2年後の昭和24年9月に当時22の小学校下（現在の地区）で、新たに任意団体として「広報委員会」の名で組織されました。住民意思の市政への反映、行政の周知事項の徹底が、その主な目的です。さらに各校下の広報委員会（その後、広報会連合会）の連携のために、「広報委員会協議会」が発足しました。

昭和25年以降、近隣合併や小学校の新設などによって、広報会連合会は順次増加し、昭和61年4月には、広報連合会49、広報会2,447と、ほぼ現在の体制になりました。

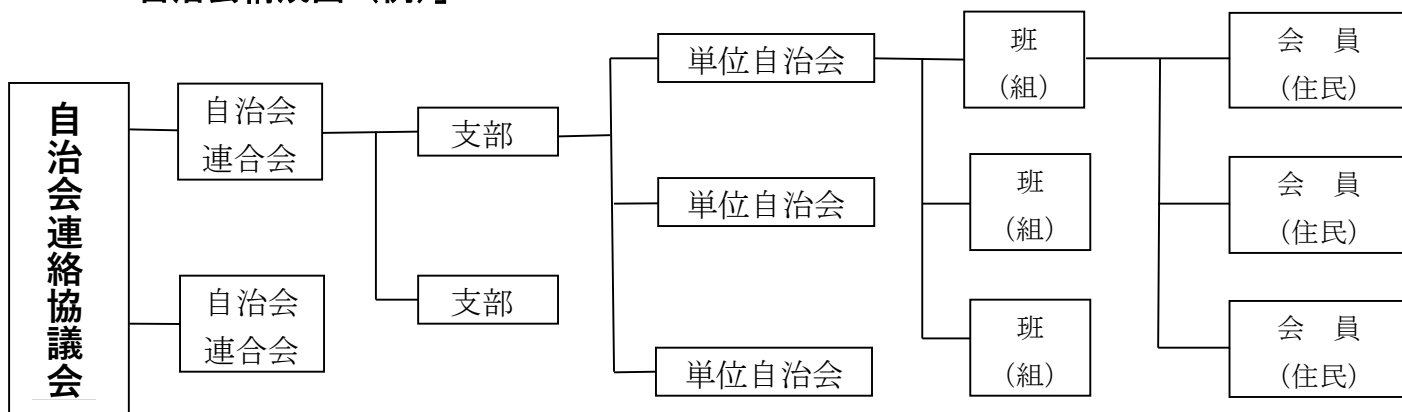
昭和62年4月1日からは、「広報会」の名称は「自治会」に変更されました。変更の際には、49の連合会長で構成する岐阜市広報会連絡協議会において、長期間にわたり検討がなされました。広報会という名称が全国的にも少なく、活動内容に誤解を受ける場合も多かったこと、また「単に名前が変わるだけでなく、自治の意識を我々自身が持つとともに、市、県に協力して、地域での市民生活をより安定・向上させ、その中で市民としての自主性を生かし活動する団体に組織整備を図る」ことが変更の理由です。

現在では、50の自治会連合会のもとに、およそ2,500の自治会と、10,200の班（組）が結成されています。

結成以来、自治会組織は伊勢湾台風、岐阜国体、9.12水害、中部未来博など、戦後の岐阜市の課題を、行政とともに乗り越え、歩んで来ました。

岐阜市においては、自治会誕生以来、その窓口となってきた市長室広報課から、現在は市民協働推進部市民活動交流センターが担当しています。行政においても、住民との協働のまちづくりに、より積極的に取り組んでいこうとの趣旨が込められています。

「自治会構成図（例）」



◇コラム 「協働」とは？

昔は・・・

地域には本来、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。地域の一員として、お互いが快適に暮らすための暗黙のルールや仕組み（美化の習慣、環境の保全、景観の保持、共有財産・資源の運営、相互扶助等）が、ごく普通に機能していたのです。しかし、高度経済成長期を境として、公共空間の管理をはじめ地域の課題解決も、行政への依存傾向が強まり、同時に地域におのずから培われてきたルールや仕組みも、個人の価値観の多様化、あるいは住民の流動化などから、その機能が縮小してきました。その一方で、市民の相互扶助、市民による自立と連携に基づくまちづくりの必要性が、阪神・淡路大震災、東日本大震災をきっかけに、改めて認識され、自治会や市民ボランティアの社会的評価が高まってきました。

補完性の原則

「補完性の原則」とは、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は行政が解決する、というものです。行政の果たすことのできないような、きめ細かな分野に至るまで、市民・自治会・各種団体・ボランティア団体・NPO法人・まちづくり団体等の皆さんが、支え合い、相互に補完しあって達成していくを通じ、心のふれあいと、満足度を高めていくことが今後の地域社会の大きなテーマとなってきます。

“市民相互”と“市民と行政”の協働

このような社会と時代背景の中で、私たちの地域を、そして岐阜市をより良くし、次世代へと引き継ぐには、広く市民の皆さんがまちづくりに関わる「協働のまちづくり」社会を築いていくことが大変重要です。「協働のまちづくり」には、“市民相互の協働”と“市民と行政の協働”の二つがあります。一つは、地域住民が、互いに連携を密にし、自治活動の活性化を図るため「市民同士が支え合って、地域のまちづくりを進めることのできる社会」づくり。もう一つは、市政全般の広い分野に参画し「市民と行政がお互いに学び合い、育ち合うことのできる環境」づくりです。

第2章 自治会の組織

岐阜市には、従来の小学校区ごとに50の自治会連合会が組織されています。自治会の加入率は、およそ55%で、組織は市域全体をカバーしています。自治会は防災・防犯をはじめ、地域に密着した住民共同の取り組みに、欠かすことができない存在です。

1 自治会連絡協議会

50地区の連合会長により岐阜市自治会連絡協議会が組織されています。10名の理事で構成される理事会と、50名の自治会連合会長で構成される連絡協議会は月1回開催（1月を除く）され、市政に関する議題を審議するなど、市政との連携を図るほか、自治会に共通する課題について、意見交換、調整などを行っています。

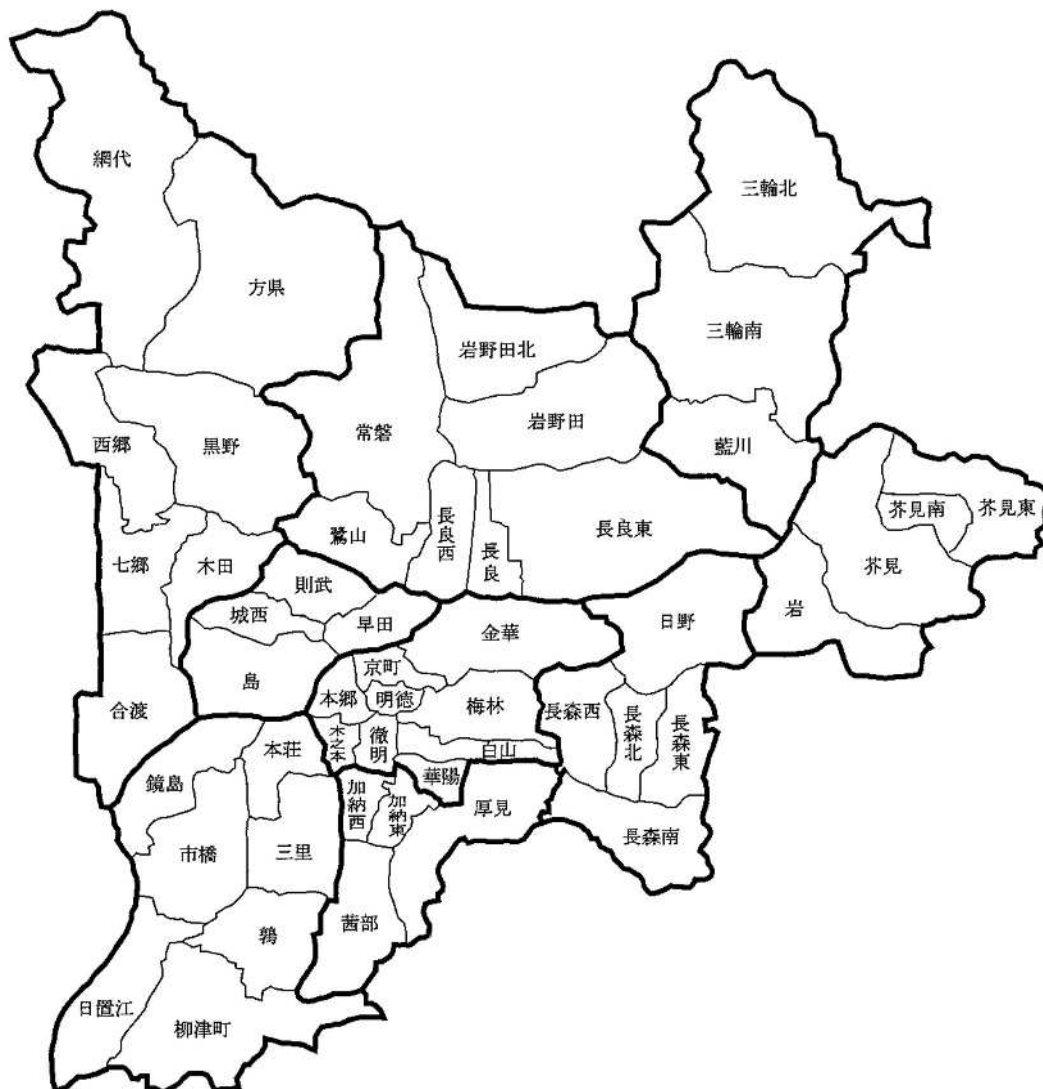
2 自治会連合会

地区（従来の小学校区）内の単位自治会により組織され、住民の親睦や防犯・防災活動をはじめとする自治会活動や、その他まちづくり事業の実施及び情報交換など、市との連携を図る上で重要な役割を果たしています。

3 単位自治会・班

市内には、約2,500の単位自治会があります。各単位自治会は、いくつかの班（組）を設けており、各班（組）は、平均10世帯程度で構成されています（地区によっては、いくつかの単位自治会が集まって、支部を構成しているケースもあります）。

「50地区自治会連合会区域図」



* 自治会連合会は、従来の小学校区ごとに組織されていますが、現在は、小学校の統廃合により、「校区」という呼称を使用せず「〇〇地区」と呼んでいます。ただし、自治会連合会の単独の活動などにおいては、住民に浸透している「校区」を使用している場合もあります。

* 太線は、コミセンブロックを示します。

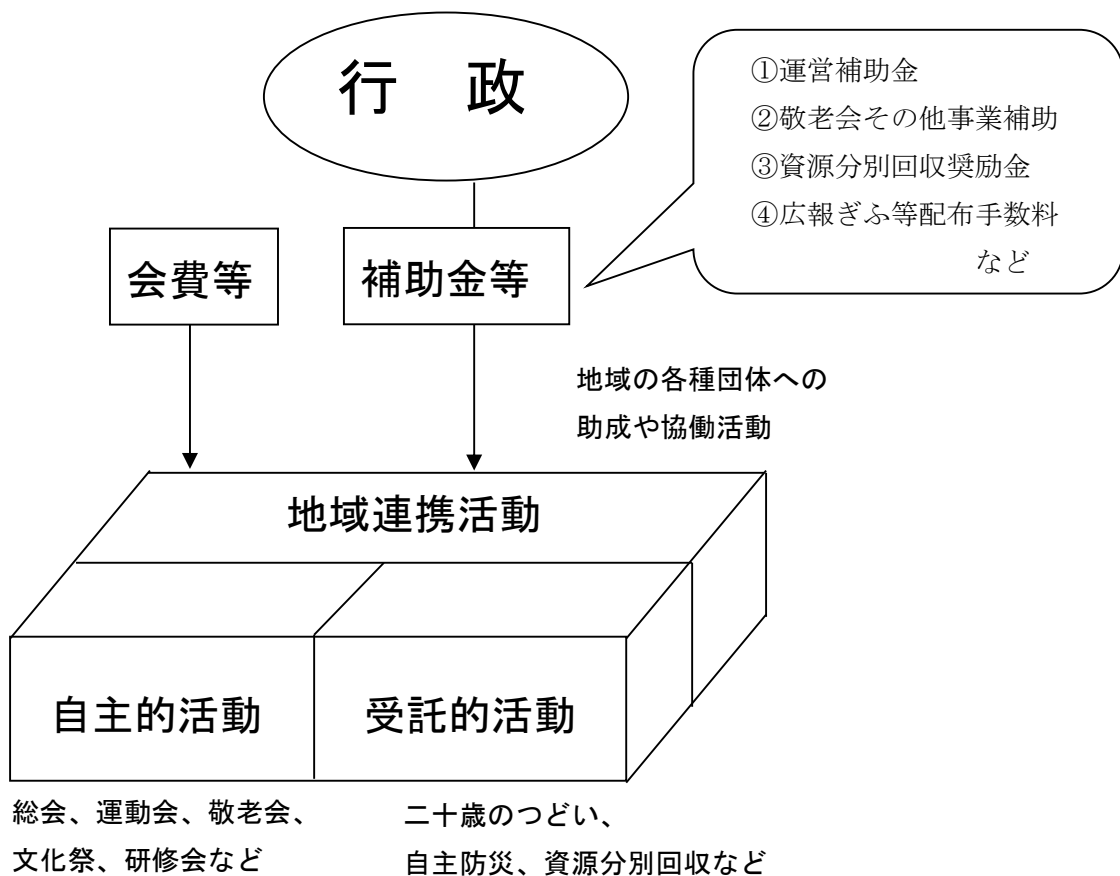
第3章 自治会の活動

自治会の大きな目的は、その地域に住む人たちが安全に、そして快適に生活できる環境を作り出すということにあります。そのために様々な活動に取り組んでいます。

自治会の活動内容は、大きく「自主的活動（運動会・文化祭・敬老会・研修会など）」、「受託的活動（二十歳のつどい・自主防災・資源分別回収など）」、「地域連携活動（社会福祉協議会・子ども会・水防団・消防団など地域の各種団体への助成や連携）」の3つに分類できます。

二十歳のつどいは、受託的活動の一つです。自治会の保有する活動資金と、市の補助金などで運営されます。市主催で実施している都市が多い中で、行政との協働の視点からも、非常に注目されている活動です。

「一般的な自治会連合会の活動」



1 自治会連絡協議会の年間行事

自治会連絡協議会は、市政に関する議題を審議するほか、各地区の自治会連合会の情報交換を行ったり、合同で事業を実施したり、新たな課題に対して調査活動を行います。また、県内21市の自治組織で構成する岐阜県自治連絡協議会において連絡調整を行うほか、全国自治会連合会の情報窓口となります。

(1) 岐阜市自治会連絡協議会の活動

- ① 定例会・理事会（月1回、1月を除く）の開催
 - ・ 市政に関する議題審議（議題数 約100件/年）
 - ・ 審議事項の市民への周知（各地区の会長会議など）
- ② 自治会長表彰の挙行ならびに推薦
 - ・ 岐阜市自治会長感謝状
 - ・ 岐阜県知事表彰及び岐阜県自治連絡協議会長感謝状
 - ・ 全国自治会連合会表彰
 - ・ 総務大臣表彰
 - ・ 叙勲
- ③ 全国自治会連合会に加盟
- ④ 中部自治会連絡協議会に加盟
- ⑤ 岐阜県自治連絡協議会に加盟
- ⑥ 調査研究活動
 - ・ 先進的な取り組みを行っている他都市の視察
- ⑦ 住民自治の高揚に関する講演会の開催
 - ・ 住民自治推進大会にて実施
- ⑧ 住民自治活性化委員会の開催
 - ・ 自治会百科事典の改訂
 - ・ 加入促進策の立案 など
- ⑨ その他
 - ・ 自治会加入チラシの作成
 - ・ 岐阜市、宅地建物取引業協会、不動産協会、岐阜市自治会連絡協議会との「加入促進に関する協定書」締結

(2) 自治会長表彰

① 岐阜市長感謝状及び岐阜市自治会連絡協議会長感謝状

各自治会連合会長の推薦により、市民福祉の向上と地域の進展に尽力された功績に対して、岐阜市長及び岐阜市自治会連絡協議会長から贈呈されます。

[対象者]

岐阜市長感謝状

- ・ 10年、30年、40年在任の自治会連合会長及び自治会長
- ・ 5年～9年をもって退任された自治会長
- ・ 10年以上をもって退任された自治会長及び家庭内援助者
- ・ 退任された自治会連合会長

岐阜市自治会連絡協議会長感謝状

- ・ 自治会への加入について、積極的に取り組んでいると認められる自治会長

② 岐阜県知事表彰及び岐阜県自治連絡協議会長感謝状

岐阜県自治連絡協議会長の推薦により、自治活動に尽力し、地方自治の発展と自治精神の高揚に貢献された功績に対して、岐阜県知事及び岐阜県自治連絡協議会長から贈呈されます。

[対象者]

- | | |
|------------|--------------------|
| ・ 県知事特別感謝状 | 自治会長30年（かつ連合会長10年） |
| ・ 県知事表彰 | 自治会長20年 |
| ・ 県知事感謝状 | 自治会長15年 |
| ・ 会長感謝状 | 自治会長10年 |

③ 市政功労表彰（住民自治功労の部）

住民自治組織の役職を努め、市民福祉の増進と地域社会の発展に尽力された功績に対して、岐阜市長から贈呈されます。

[対象者]

- ・ 連合会長12年以上
- ・ 自治会長15年以上

2 自治会連合会の活動

自治会連合会は、自治会連絡協議会での協議結果をもとに連携して活動するほか、各地区の特性や住民ニーズに応じ、それぞれ特色ある活動を行っています。また、自治会連合会を構成する単位自治会は、その活動に参加するほか、住民に最も身近な組織として個々に親睦や共同活動を行っています。

(1) 自治会連合会の活動（事例）

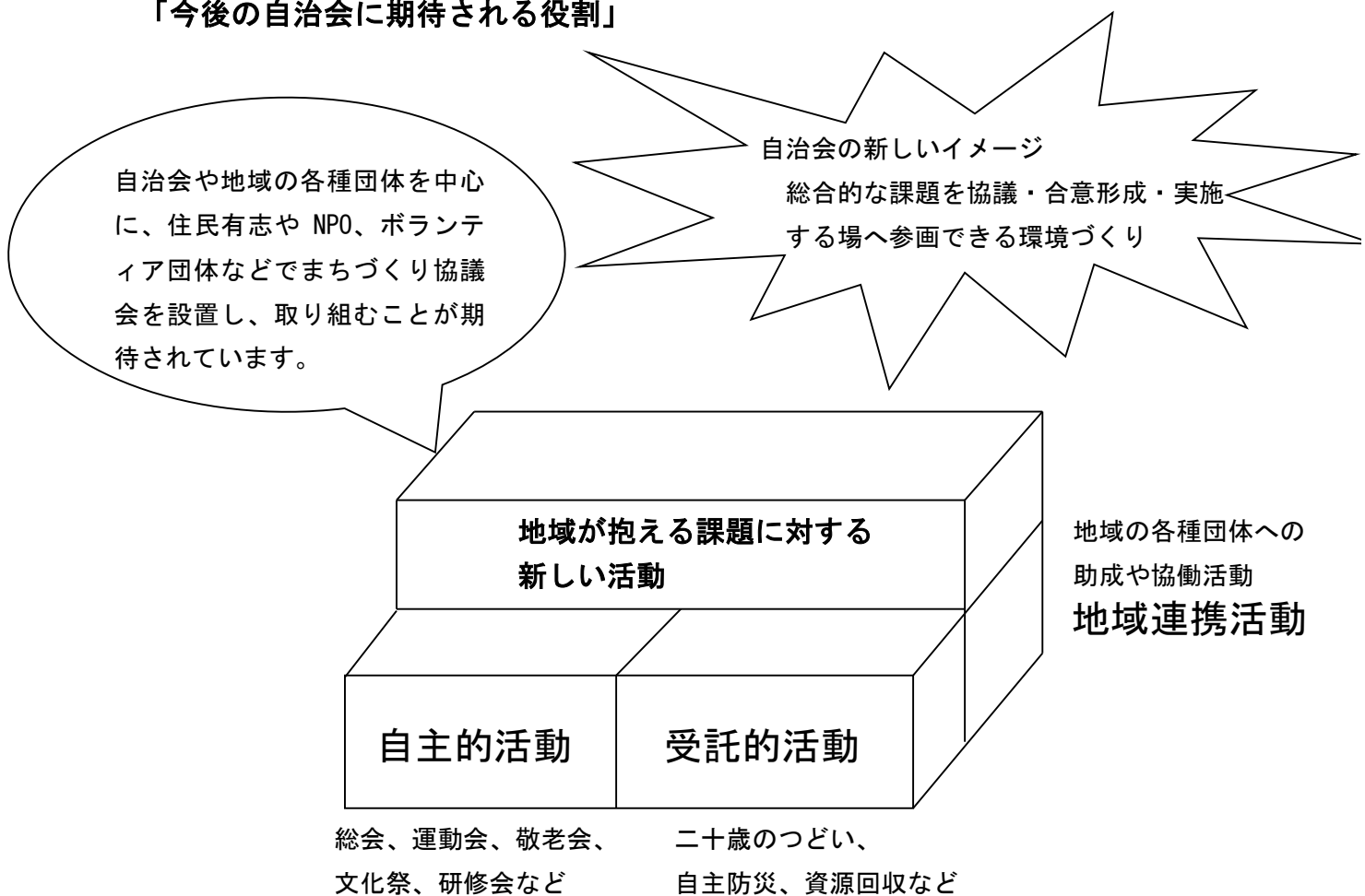
- ① 会議・研修活動
 - ・ 総会、役員会、研修会 など
- ② 親睦活動
 - ・ 運動会、文化祭、盆踊り、歩け歩け運動、三世代交流 など
- ③ 自主防災活動
 - ・ 防災訓練、防災研修会 など
- ④ まちづくり協議会への参加を通じ各種団体との連携
 - ・ 老人クラブ、消防団・水防団、女性の会、青少年育成市民会議、子ども会などとの連携
- ⑤ 美化活動やアダプト・プログラム（P 37 参照）の実施
- ⑥ 市政への協力員の推薦
 - ・ 環境推進員、明るい選挙推進員、屋外広告物啓発協力員、民生委員・児童委員、統計調査員、スポーツ推進委員 など
- ⑦ 敬老会、二十歳のつどいなどの主催
- ⑧ 資源分別回収の実施
- ⑨ 住民ニーズの把握、各地区のまちづくり課題への対応
 - ・ 住居表示制度の実施、施設の建設、安全・安心なまちづくり、歴史や文化を生かしたまちづくり、地域内情報紙の発行 など
- ⑩ 広報紙の配布など市政情報の伝達
- ⑪ 表彰、慶弔

3 今後の自治会に期待される役割

自治会は安全で安心して暮らすことのできる良好な環境づくりに、大きな役割を果たしています。今後とも、住民相互のコミュニケーションをより深め、地域のまちづくりを住民が主体となって進めるための基盤的な役割が期待されています。

また、自治会連合会のエリアを基本として、住民がそれぞれのライフステージに合わせて社会参加できる環境を築くとともに、各種団体など多くの団体・市民が参画し、新たな課題解決に取り組むことが求められます。

「今後の自治会に期待される役割」



◇コラム 「自治会に期待される役割～協働のまちづくり指針(*)から～」

- 1 住民の親睦を図るとともに、防災・防犯・福祉・環境など住民共通の福祉向上のため、これまでに培われた活動のノウハウや地域固有の視点を活かし、地域住民の基盤的な団体として、まちづくりを担うことが期待されます。
- 2 市民活動団体への理解と連携を図るとともに、市民活動のステージとしての地域環境を築き上げる役割が期待されます。
- 3 青少年の地域活動への参加促進や世代間交流の取り組みが期待されます。
- 4 住民自治を充実させた“自治的地域コミュニティの形成”に向けて、基盤的な役割が期待されます。

(*) 平成15年度に、市民の皆さんから寄せられた意見やアンケートの結果をもとに策定されました。「協働のまちづくり指針」の内容と考え方は、この手引きの中にも随所に盛り込んでいます。この全文については、市民活動交流センターまたは岐阜市のホームページ (<https://www.city.gifu.lg.jp>) で見るすることができます。

◇コラム 「男女共同参画社会とは」

自治会活動の中で、会長をはじめ役員は男性ばかりになっていませんか？実際に活動をしているのが女性なのに、役員名は夫や世帯主の男性の名前になっているということはありませんか？

また、会合の場で、話し合いに参加するのは男性で、女性はお茶くみや後片付けというような、男女別の役割分担ができていませんか？

平成14年6月に岐阜市男女共同参画推進条例が施行されました。この条例の中で、「実現すべき姿」のひとつとして、「地域においては、固定的な性別役割分担意識又はそれによる慣習やしきたりにとらわれず、男女が連帯して活動に参画すること」とうたっています。

自治会活動の中で、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、活力ある地域社会をつくるためにも、みんなの話し合いで自由な空気をつくるよう心がけましょう。



第4章 単位自治会の組織運営

自治会は、そこに住んでいる人々が主体的に活動をする組織です。その活動は会員による自主的かつ民主的な運営によって行われなければなりません。会員に自治会の一員であることの自覚を持ってもらうと同時に、他の会員の立場を理解し、尊重し、積極的に人間関係を良くしていこうとする努力の積み重ねの上に自治会の活動は形成されています。

1 自治会長とその役割

自治会を自主的、民主的に運営し、その組織をとりまとめていくため、また対外的にも代表者が必要です。それが自治会長で、主な職務は次のとおりです。

- ・ 会務の総括
- ・ 地域の課題に関する調整や意見の取りまとめ
- ・ 広報紙や回覧物等の配布や会員相互の情報伝達
- ・ 自治会連合会との連絡調整
- ・ 自治会連合会の構成員として敬老会、二十歳のつどい、運動会、共同募金等への協力 など

2 自治会役員とその役割

多くの人々が参加し、役割分担ができる組織づくりを進めます。役員の設置や規約を作成する場合は、資料編の1「役員とその役割（事例）」

(P 6 1 参照) 及び2「規約（事例）」(P 6 2 参照) を参考にしてください。

3 事業計画や予算の立て方

単位自治会の事業計画は、自治会連合会の年間の活動計画と連動します。単位自治会としての活動計画を立てる場合は、資料編の3「事業計画（事例）」(P 6 4 参照) を参考にしてください。

予算・決算・監査については、資料編の4「予算・決算・監査（事例）」(P 6 5 参照) を参考にしてください。

また、重要な取り決めを行う場合は、会議録を残しておくといいでしょう。

第5章 地域の各種団体

地域には、福祉や生涯学習、青少年育成など、目的に応じていくつかの活動団体が組織されています。自治会が活動を進めるにあたっては、各種団体との連携を進め、相互のネットワークを有効に活用しながら、地域住民のための活動を推進することが大切です。さらには、新たな課題に対しては、有志を募ったり、ボランティア団体などと共に解決にあたることも考える必要があります。

地域には一般的に次のような協議会や各種団体があります。

1 福祉関係

(1) 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉事業を進める公共性と自主性をもつ民間の福祉団体です。民間という特徴を生かし市民の皆さんとともに、地域福祉や在宅福祉サービス事業を中心に活動しています。

主な事業内容は、地域福祉の推進、福祉サービス利用者の支援、在宅福祉サービス事業の実施などがあります。なお、地区ごとに支部が組織されており、地域福祉に関する活動を行っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜市社会福祉協議会
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
(TEL 255-5511)

(2) 日本赤十字社岐阜県支部岐阜市地区

日本赤十字社岐阜市地区は、日本赤十字社岐阜県支部に協力し、各地区（分区）を通して自治会長の皆様にご協力をいただきながら赤十字活動資金（社資）の募集を行っています。

また、災害救護体制の充実・強化を図るとともに、市内で災害が発生した際に見舞金の支給や毛布等の救援物資の配布も行っています。

《 問い合わせ先 》 日本赤十字社岐阜県支部岐阜市地区
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
(TEL 255-5511)

(3) 岐阜県共同募金会岐阜市支会

共同募金会岐阜市支会は、岐阜県共同募金会が毎年厚生労働大臣の定める募金運動期間中に実施する、赤い羽根共同募金運動と歳末助け合い募金運動を推進するために、各地区（分会）において募金活動を展開しています。

《 問い合わせ先 》 岐阜県共同募金会岐阜市支会
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
(Tel 255-5511)

(4) 岐阜市民生委員・児童委員協議会

岐阜市では、地区ごとに民生委員・児童委員協議会が配置され、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員および主任児童委員が、地域の身近な相談員として活動を行っています。

相談事業のほか、ひとり暮らし高齢者への「声かけ」や「安否確認」、子育て支援事業を行っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜市民生委員・児童委員協議会事務局
市庁舎10階 福祉政策課
(Tel 〈直通〉 265-3891)

(5) 老人クラブと老人クラブ連合会

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者として位置付けられています。

老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的組織です。加入年齢は、原則として60歳以上で、概ね30人以上の規模で組織されており、地区ごとに単位クラブで構成される地区老人クラブ連合会、さらに岐阜市全体で、岐阜市老人クラブ連合会（愛称：清流クラブ岐阜）を組織しています。

老人クラブでは、生活を豊かにする楽しい活動として、交通安全、子どもの見守りパトロール、趣味・文化・芸能などのサークル活動、旅行などの生きがいを高める活動、及び健康学習、いきいきクラブ体操、ウォーキング、各種シニア・スポーツなどの健康づくりのための活動、また、地域を豊かにする活動として、友愛訪問、集いの場づくり（サロン）、暮らしの支え合い、福祉施設等の訪問、地域のボランティア活動地域清掃等の社会奉仕活動などを実施しています。

清流クラブ岐阜の主な活動は、各老人クラブの活動支援、共同活動の推進、連絡調整、リーダー養成などです。

《 問い合わせ先 》
市庁舎1階 高齢福祉課 (Tel 〈直通〉 214-2173)
清流クラブ岐阜（岐阜市老人クラブ連合会事務局）(Tel 252-6693)

(6) 岐阜市母子寡婦福祉連合会

母子寡婦福祉連合会は、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図ることを目的とした団体です。

母子寡婦家庭のニーズに合った活動、一日親子の集い、母子寡婦福祉大会、若年母子の集い、研修や相談等多様な事業を開催して、親睦を深め、母と子の健全育成に努めています。

《 問い合わせ先 》 岐阜市母子寡婦福祉連合会事務局
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター1階
(Tel 2 5 2 - 6 6 9 2)
火・金曜日 午前10時～午後3時

(7) 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会

身体障害者福祉協会は、主に身体障害者手帳を所持する方々で組織される団体です。

身体障がい者の生活上の様々な悩み事の相談に応じたり、福祉サービス利用にあたっての情報伝達、支援や会員旅行・運動会の開催等、会員の親睦を深める行事なども行っています。

また、各地域では分会長を中心として、地域内の会員の融和のための様々な活動を実施しています。

《 問い合わせ先 》 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター1階
(Tel・Fax 2 5 2 - 6 6 9 1)

(8) 岐阜市遺族連合会

一般財団法人岐阜県遺族会の一支部で、英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くとともに、道義の高揚、品性の涵養に努め、恒久平和の確立に寄与することを目的として、主に慰霊事業や遺族処遇改善運動などの事業を実施している団体です。

《 問い合わせ先 》 岐阜市遺族連合会事務局
岐阜市御手洗393
(Tel 2 6 6 - 7 3 0 3)

(9) 岐阜山県保護区保護司会

保護司会とは、法務大臣から委嘱されて更生保護の仕事に従事する無給・非常勤の国家公務員である保護司が、保護区ごとに組織するものです。

保護司は「保護観察」「生活環境の調整」「犯罪予防活動」等を行っており、その犯罪予防を図るための啓発活動の中心的事業に「社会を明るくする運動」があります。地域における更生保護について理解を深めるため地域の自治会と連携し、青少年の非行防止や犯罪のない明るい社会の実現に向けて街頭啓発等の様々な活動を行っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜山県保護区保護司会
岐阜市江川町27番地
(TEL 264-9331)

◇コラム 「高齢者の方などへの配慮」

いつまでも健康で生きがいのある生活を送るためにも、また豊かな経験や知識をまちづくりに生かすためにも、高齢者の方の社会参加は、たいへん重要なことです。世代間交流や地域のまちづくりに特技や趣味を生かしていただきたいと思えます。

しかし、一方では、高齢者の世帯は、病気や介護など悩みを抱えている場合も少なくありません。その他、介護に携わっている方や出産間近の方、障がいのある方、外出の困難な方などへは、地域活動への参加や当番などについて配慮も必要です。役や当番ができない場合は、免除するなど、親切親身になって考えてください。

2 防災関係

(1) 岐阜市自主防災組織連絡協議会

市内には、災害対策基本法に規定する住民の隣保共同の精神に基づく自発的な組織である自主防災組織が、各地区で結成されています。

岐阜市自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織の相互間ならびに防災関係機関との連絡を密にするとともに、災害発生時の相互応援協力体制と自主防災組織の災害対応能力の向上を図ることを目的として、結成されました。

防災に関する知識・技能の向上や各地区の自主防災組織間の情報共有・連携強化を目的とした研修会などを実施しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6階 都市防災政策課

(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

(2) 消防団

消防団は、消防本部や消防署と同じく消防組織法に基づいて市町村に設けられている消防機関です。各地域を基本に分団が組織され、地域に密着した消防団活動を実施しています。

消防団員の身分は、特別職（非常勤）の地方公務員であり、普段は自分の職業に就きながら、地域及び住民を火災等の災害から守っており、大規模地震時には、水防団員で構成される大規模災害団員も消防活動にあたります。

また災害時以外には、火災の予防や住民への啓発など幅広い分野で活動しており、地域防災力の中心として重要な役割を果たしています。

《 問い合わせ先 》 消防本部 3階 消防総務課

岐阜市美江寺町 2丁目 9番地

(Tel 2 6 2 - 7 1 6 1)

(3) 市民消火隊

市民消火隊は、災害対策の強化を目的に、自主防災組織の中の一組織として結成されています。災害時には、初期消火や延焼防止、生活用水の確保などの役割を果たします。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6階 防災対策課

(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

(4) 女性防火クラブと女性防火クラブ運営協議会

女性防火クラブは、クラブ員の皆さんが、火災予防思想を普及し、安全なまちづくりに寄与することを目的として日々活動しています。

主な活動としては、指導員講習会の実施、防火に関する研修会の実施、火災予防関連の情報の提供などがあります。

また、各地域の女性防火クラブは、女性防火クラブ運営協議会に所属しており、協議会は各クラブ活動の支援と指導を行っています。

《 問い合わせ先 》 消防本部3階 予防課
岐阜市美江寺町2丁目9番地
(Tel 262-7163)

(5) 少年消防クラブと少年消防クラブ運営協議会

少年消防クラブは、火災予防に対する正しい知識と技術を少年期から身につけ、将来、火災予防を習慣として行える社会人になってもらうために発足したものです。

主な活動は、火災予防に関するポスターの作成や防火パレードへの参加、初期消火などの体験学習などがあります。

また、各地域の少年消防クラブは、少年消防クラブ運営協議会に所属しており、協議会は各クラブ活動の支援と指導を行っています。

《 問い合わせ先 》 消防本部3階 予防課
岐阜市美江寺町2丁目9番地
(Tel 262-7163)

(6) 水防団

水防団は、水防法第5条に基づいて市町村に設けられている機関であり、その身分は、特別職（非常勤）の地方公務員です。

水防団の任務は、洪水から地域住民の生命、財産を守ることです。台風や集中豪雨時には堤防の巡視、警戒等を行い、大洪水で堤防に異常が発生した場合は、その状況に合わせた水防工法を行い被害を防ぎます。そのため、平時から水防訓練などを行い非常時に備えるほか、地域の水災防止に関した幅広い活動を行っています。

また、大規模地震時には、大規模災害団員として消防活動も行います。

《 問い合わせ先 》 市庁舎16階 水防対策課
(Tel 〈直通〉 214-4854)

◇コラム 「ご存知ですか？消火器の使い方」

消火器を備えているご家庭は多いと思われませんが、しっかりとした使い方を知らない方は意外と多いものです。



① 安全ピンを引き抜く



② ホースを外し火元に向ける



③ レバーを強く握って放射する

・消火器を置く場所

○誰でも見やすく使いやすいところに置きましょう。

○消火器の寿命は、その保管場所によって大きく変わります。湿気の多い場所や日の当たる所を避け、転倒しないような工夫をおきましょう。

・日常のチェックポイント

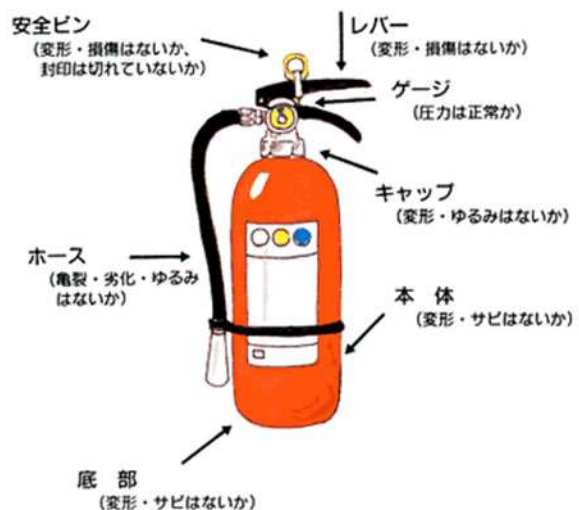
○安全ピンはついていますか。

○キャップはゆるんでいませんか。

○容器にサビや変形などはありませんか。

○ホースに詰まりやひび割れはありませんか。

○圧力ゲージのついているものは、圧力を示す針が規定値内（緑色の範囲）にありますか。



◇コラム 「備えてますか？」



岐阜市には長良川をはじめとする多くの河川が存在し、特に、長良川は普段の水位が市街地よりも高いため、支流の水を排水できず起こる浸水が多いという特徴があります。こうした地形的な要因もあり、岐阜市は昔から水害に悩まされてきました。大雨が降ったとき、はん濫しそうな川がどこにあるのか、ハザードマップを使って確認しておきましょう。

また、台風が近づいているときには正しい情報を入手することで、あらかじめ避難したり、被害を最小限に抑える対策をすることができます。気象庁が発表する気象情報や防災行政無線等から情報を集め、万全の対策をとるようにしましょう。

災害が発生してもすぐに支援物資は届きません。各家庭では1週間家族で過ごしていけるだけの物資を備蓄しておきましょう。

「備蓄」は特別なことをする必要はありません。日頃から使っている食料品・生活必需品を少し多めに購入しておくことで、災害時の備えになります。古いものから使っていき、使った分だけ買い足す『日常備蓄（ローリングストック）』を心掛けましょう。



◇コラム 「地震から身を守る日頃の備え」

地震対策には日頃の準備と近所との助け合いが大切です。防災チェックリストで確認しましょう。



■ 家屋の耐震補強

耐震診断などを行い、地震により損壊する恐れのある家屋は、しっかりと補強しておきましょう。



■ 家具の転倒防止

たんすや本棚、食器棚などは倒れないように壁や床、柱などに固定しておきましょう。



■ 避難路・避難所の確認

家族や地域で避難所の場所や安全に行ける経路を確認しておきましょう。



■ 防災倉庫とカギの確認

地域の防災用具が備えてある防災倉庫とカギの場所を共有しておきましょう。



■ 備蓄品の用意

いざというときにとり出せるよう、現金や非常食品、水、衣類などを備蓄しておきましょう。



■ 携帯電話の充電電池の用意

非常の場合の連絡手段に使える携帯電話の緊急用バッテリー（モバイルバッテリー）を用意しておきましょう。

■ 1週間は自力で

阪神・淡路大震災では、備蓄品を用意していたのに、置いた場所を覚えていなかったため、激しい揺れで転倒した家具などに紛れ、いざという時にとり出せなかったケースがありました。家族全員がわかるように1週間を目安にした備蓄品の保管場所を決めるほか、数カ所に分けて置くことも大切です。また、そのほかにないと困る身の回りの品は、家族共通のチェックリストに書き加えて、備えておきましょう。

【日常備蓄品のチェックリスト】

停電対策 ●停電中の情報収集にはラジオが不可欠です。 ●電池は定期的に変換をしましょう。
●携帯電話・スマートフォンの充電器を用意しましょう。 ●懐中電灯には蓄光テープを貼っておくとよいです。

- 携帯ラジオ(手で充電可能なものが便利)
- 携帯電話・スマートフォンの充電器(手で充電可能なものが便利)
- 予備電池(電池は定期的に変換)
- ろうそく(たおれて火事にならないよう深いどんぶり等に入れて使う)
- 懐中電灯(ヘッドランプが便利)
- マッチ、ライター(ろうそくとセットで保管)
- メガネ、コンタクト(寝るときはすぐに手に取れるところに置いておく)

医療品 ●持病のある方は薬のメモを用意しましょう。 ●生理用品は止血にも使用できます。
●女性の生理用品等もローリングストックしましょう。

- 常備薬
- 包帯
- テーピング
- お薬手帳のコピー
- 裁縫セット
- 消毒用アルコール
- 三角巾
- ガーゼ
- ばんそうこう
- はさみ
- ピンセット、毛抜き
- 整腸剤
- 体温計
- 生理用品
- マスク
- 石鹸
- 使い捨て手袋

衣類 ●夏場でも野宿をすることを考慮し防寒着を準備。 ●備蓄衣類も季節に合わせて衣替えをしましょう。

- 防寒着
- 下着
- 靴下
- 軍手
- 雨具
- タオル

救助 ●救助に必要な道具もすぐに取り出せるところに用意しておきましょう。

- のこぎり
- ロープ
- ジャッキ
- ヘルメット
- 笛
- 消火器
- ナイフ
- パール
- シャベル
- 革手袋
- マスク

貴重品

- 現金
- 身分証明書のコピー
- 預金通帳
- 印鑑
- 保険証
- 権利書
- 各種カード

車への備蓄

- ガソリン缶
- ジャッキ
- ロープ
- 毛布
- 革手袋

家族構成に応じた備蓄品(乳幼児・妊婦・要配慮者)

- 紙おむつ
- 離乳食
- お気に入りのおもちゃ等
- T字体
- 母子健康手帳
- おしりふき
- 哺乳瓶
- 脱脂綿
- 洗浄器
- 障害者手帳
- 粉ミルク・液体ミルク
- スプーン
- 常備薬
- 補助具
- ペット用品

その他

- ビニール袋
- 梱包用ヒモ
- 大判のハンカチ(帽子・スカーフ・三角巾・包帯に使用可)
- ティッシュ
- ウェットティッシュ
- 段ボール
- 毛布(厚手の毛布を敷けばガラスが散乱した家の中も歩ける)
- ラップ
- ビニールシート
- テント・マット・寝袋
- 筆記用具(クレヨンはどこにも書けるので便利)
- ポリタンク
- アルミ箔
- キッチンペーパー
- 新聞紙(クシャクシャにするのが保温のポイント)
- 使い捨てカイロ
- 輪ゴム
- 簡易トイレ
- 紙コップ・紙皿(質より量)
- ガムテープ
- ドライバー
- 厚手のスリッパ
- 缶切り
- カセットコンロ

3 防犯・交通安全関係

(1) 岐阜中・南・北地区防犯連絡協議会、岐阜羽島地区防犯協会連合会

各警察署管内の自治会連合会長で組織された任意団体であり、地域の安全に関する意識の高揚及び自主的な地域安全活動の普及を図り、安全で住み良い地域づくりを目的としています。

事業内容は、地域安全活動の推進、地域安全思想の普及徹底、地域安全指導員の育成指導など多岐にわたり、“地域の安全は地域の手で守る”ための重要な役割を担っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜中警察署 生活安全課
岐阜市美江寺町2-10
(TEL 263-0110)
岐阜南警察署 生活安全課
岐阜市茜部菱野1-88
(TEL 276-0110)
岐阜北警察署 生活安全課
岐阜市上土居2-2-22
(TEL 233-0110)
岐阜羽島警察署 生活安全課
岐阜市柳津町梅松3-108
(TEL 387-0110)

(2) 岐阜中・南・北・羽島地区交通安全協会

各警察署管内の運転免許保有者、交通運輸事業者及びその団体、その他地区協会の事業に賛同する者及び団体をもって組織された団体です。

交通安全思想の普及宣伝、交通事故防止対策などを推進し、交通安全に寄与することを目的としています。

主な活動は、街頭啓発活動や高齢者の交通事故防止対策の推進、交通安全教育活動の推進、優良運転者等表彰などがあります。

《 問い合わせ先 》 岐阜中地区交通安全協会（岐阜中警察署内）
岐阜市美江寺町2-1 (TEL 263-2359)
岐阜南地区交通安全協会（岐阜南警察署内）
岐阜市茜部菱野1-88 (TEL 276-3560)
岐阜北地区交通安全協会（岐阜北警察署内）
岐阜市上土居2-2-22 (TEL 294-7343)
岐阜羽島地区交通安全協会（岐阜羽島警察署内）
岐阜市柳津町梅松3-108 (TEL 387-5615)



《年末交通安全運動》

◇コラム 「コミュニティバスに乗ってみませんか？」

お住いの地域を巡回する小さなバスを見かけたことはありませんか？

岐阜市のコミュニティバス「ぎふっこバス」は、平成18年10月に4地域で運行を始めて、現在20地域（市内50地区のうち42地区）で運行しています。地域内のスーパーや医療機関などをまわり、高齢者を中心とした地域の日常生活の身近な移動手段として、多くの方にご利用いただいています。

一度、お住いの地域を運行するコミュニティバスに乗ってみませんか？コミュニティバスの車窓から見える住み慣れたまちの風景が、いつもとは違って見えるかもしれませんよ。



4 環境関係

(1) 都市美化推進連絡協議会

地域の実情に応じた美化活動を実践するため、各地区に都市美化推進連絡協議会各支部が昭和62年に設けられました。

美化活動の取り組みに、地域の協力は欠かせないことから、各自治会連合会長が、都市美化推進連絡協議会の各支部長を兼任しています。

各支部は、「5・3・0（ごみゼロ）運動」（5月）や「クリーンシティぎふの日運動」（11月）などの地域清掃活動を実施しています。

《 問い合わせ 》 市庁舎14階 資源循環課
(Tel 〈直通〉 214-2178)



5・3・0運動の活動紹介
(市役所市民交流スペース)

◇コラム 「雑がみ集めてごみ減量」

皆さんのご家庭から出るごみ袋（ごみ箱）の中に、「雑がみ」は入っていませんか？

「雑がみ」とは、菓子箱やティッシュ箱、トイレトペーパーの芯といった紙類で、別途回収されている紙（「新聞」「折り込みチラシ」「雑誌」「段ボール」「紙パック」）**以外のリサイクルできる紙**のことです。皆さんが集めた雑がみは、段ボールの原紙などに生まれ変わります。

トイレト
ペーパー
の芯



ティッシュの箱



プリント類



お菓子の箱



紙の袋



紙でない
取手ははずす

雑がみを集める際に、紙袋などに取り付けて繰り返し利用できる**台紙**を作成しました。裏面には、雑がみかそうでないかを示した**「雑がみ分類表」**があります。台紙は資源分別回収実施カレンダーに印刷し、資源循環課や各事務所に配架しております。ぜひご利用ください。



こんな感じで集めてみましょう

ごみ箱の横に、不要な紙袋を置いて集めてみましょう。



集まったら…

台紙を外し、袋の上から紐で十字に縛ります。（袋から取り出し、直接縛ってもよいです）

雑がみとして
地域の資源分別回収へ



※紙袋がなく、細かい雑がみがある場合は、封筒などに入れて出していただいても構いません。

● 動画「みんなで雑がみリサイクル」

雑がみの集め方や、リサイクルされた雑がみが何に生まれ変わるかなどを岐阜市循環型社会推進キャラクター「クリーンちゃん」と一緒に学ぶことができる動画を配信中！



5 基盤整備関係

(1) 岐阜治水会

岐阜治水会は、市内の全地域の自治会住民代表で組織され、長良川及び支派川の改修を促進するとともに、良好な河川環境の保全を図り、安全で住み良い活力ある郷土づくりに貢献することを目的としています。

本会は、河川の改修促進に向けて関係機関への要望や、治水事業に関する調査・研究などを行っています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 6 階 広域事業推進課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 6 9 4)

(2) 長良川橋梁架設推進協議会

長良川橋梁架設推進協議会は、自治会連合会長で組織され、岐阜市における長良川橋梁架設事業等に関する情報収集及び調査、研究を行い、もって事業の早期実現の促進を図り、都市交通の緩和と市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

本会は、長良川橋梁架設事業の促進に向けて関係機関への要望を行っています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 6 階 広域事業推進課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 6 9 4)

6 青少年教育関係

(1) 岐阜市子ども会育成連合会

岐阜市子ども会育成連合会の活動は、地域を基盤とした仲間集団のもつ形成力と活動を通して、よりたくましい子ども、子ども集団を育成しようとするコミュニティ活動です。

家庭、学校では行えない有意義な体験や遊びの場を提供することを目的とし、家庭・学校はもとより、地域の諸団体と連携を保ちながら、活動を進めています。ブロック子ども会、地域子ども会、単位子ども会で構成され、単位子ども会は一人ひとりの子どもが仲間と力を合わせて活動するもっとも身近な集団です。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 214-2264)

(2) 青少年育成市民会議

青少年育成市民会議は、次代を担う青少年が、社会性を身に付け、自立した人間として健やかに成長することを願い結成されました。

以降、市内50地域の青少年育成市民会議を中心に各種団体と連携しながら、地域ぐるみで青少年の健全育成、非行防止活動などの市民運動を県・市と呼応して展開しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 214-2264)

◇コラム 「コミュニティ・スクールとは」

地域に開かれ、地域に支えられるよりよい学校づくりの推進役として、大きな期待をかけられているのが、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」です。保護者や地域住民、有識者などから構成される「学校運営協議会」を設置し、地域の公立の学校の運営に皆さんの意見を反映することが出来る仕組みです。

岐阜市のコミュニティ・スクールでは、学校や地域の特色を生かして、学校運営協議会を中心とした組織・体制を構築しています。

この仕組みをうまく活用することで、地域の願いや意見を学校に伝えたり、地域や学校が抱える課題の解決に向けて共に歩んだりすることができます。各学校では、地域との連携を密に図りながら、「あいさつ運動」、「職業講話」、「農作業体験」など、特色ある活動を展開しています。また、授業へのサポートや環境整備などに対する学校支援ボランティアの活動も充実させています。

教育委員会は、この仕組みづくりや活動に対して、独自の予算を確保し、積極的な支援・助言を行っています。

7 スポーツ関係

(1) スポーツ推進委員と岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会

スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導及び助言を行うために、各地域からの推薦を受け、市が委嘱する非常勤公務員（スポーツ基本法第32条）であり、昭和36年に制定されたスポーツ振興法により制度化、確立されました。

また、岐阜市のスポーツ推進委員相互の協力体制を確立し、資質の向上を図るため、岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会を組織して、市主催行事への協力のほか自主事業にも力を入れるなど、生涯スポーツの推進に積極的に取り組んでいます。

《 問い合わせ先 》 市庁舎10階 市民スポーツ課
(Tel 〈直通〉 214-2370)

(2) 体育振興会

体育振興会は、昭和40年の岐阜国体開催をきっかけに、生涯スポーツの普及による地域住民の健康増進と相互交流を図ることを目的として、地区ごとに発足しました。

主な事業は、地域が主催する市民運動会などのスポーツ行事の企画・運営であり、自治会やスポーツ推進委員と連携して各地域のスポーツ振興及び地域コミュニティの活性化に貢献しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎10階 市民スポーツ課
(Tel 〈直通〉 214-2370)

(3) スポーツ少年団

日本スポーツ協会に属するスポーツ少年団は、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を目的とする団体で、本市では昭和41年に岐阜市スポーツ少年団本部が設立され、現在は44団が活動しています。

少年団活動は、競技スポーツの導入とともに、生涯スポーツの基礎を育むうえでも大変重要な役割を果たしており、また、子どもたちの仲間づくりのみならず、指導者や保護者を核とした地域社会の形成にも貢献しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎10階 市民スポーツ課
(Tel 〈直通〉 214-2370)

8 社会教育・コミュニティ・人権・食育・統計関係

(1) 公民館運営審議会・公民館運営委員会・岐阜市公民館連絡協議会

公民館運営審議会は、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議することを目的として公民館ごとに設置されています。

公民館運営委員会は、公民館活動を円滑に実施するため、公民館関係者の連絡調整を図ることを目的として公民館ごとに設置されています。

岐阜市公民館連絡協議会は各公民館長及び主事により組織されており、公民館活動の振興と発展を図るために活動しています。

《 問い合わせ先 》 ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センター
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 7 1 5 8)

(2) 岐阜市女性の会連絡協議会

各地区の女性の会の連絡調整を図るとともに、会員の教養の向上、生活の充実並びに地域社会の発展に寄与することを目的としています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 5 3 4)

(3) 岐阜市PTA連合会

PTA連合会は、社会教育法第10条に基づく社会教育関係団体です。連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、PTA活動の目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催、単位に組織されるPTA相互の情報の交換など、各単位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動を促進することを目的としています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 5 3 7)

(4) 岐阜市視聴覚教育連絡協議会

視聴覚教育連絡協議会は、社会教育関係団体であり、市の生涯学習視聴覚教育の振興・充実を推進し、参加団体の連絡協議・意見交換・共同研究、参加団体会員の親睦交流を図ることを目的としています。

活動内容は、視聴覚教育の調査研究、市が行う生涯教育学習活動の推進及び視聴覚教育活動への協力、地域各種団体への生涯学習活動推進の啓発・協力、映像コンクール、巡回映画会などです。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 5 3 4)

(5) コミュニティセンター運営委員会

地域のコミュニティの中心となるコミュニティセンターを、市民のみなさんが気軽に利用できるように、地域の自治会連合会長、公民館長、その他各種団体の代表者からなる運営委員会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

運営委員会は単にコミュニティセンターの施設管理にとどまらず、利用サークルの育成、住民参加のイベントの開催など、コミュニティ推進・生涯学習推進に大きく貢献しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎13階 男女共生・生涯学習推進課
(Tel〈直通〉214-4792)

(6) 地域人権教育推進委員会

地域人権教育推進委員会とは、公民館を拠点として組織された50地域に設置され、推進委員長・指導員を中心に、人権意識の高揚を図り、偏見や差別を解消する人権教育事業に取り組むことにより、お互いの人権を尊重し合う住みよい地域づくりを推進する委員会です。

活動内容は、地域での家庭教育学級、公民館講座、青少年会館講座、小集会で、人権学習会を実施します。

《 問い合わせ先 》 市庁舎2階 人権啓発センター
(Tel〈直通〉214-6119)

(7) 岐阜市食生活改善推進協議会

岐阜市食生活改善推進協議会とは、市が開催する「養成講座」を修了した食生活改善推進員によって構成されており、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりの取り組みを進めているボランティア団体です。

地域の自治会等と連携し、幼児期からの料理や共食体験の支援、また高齢者の集いの場での情報提供など、幅広い世代を対象とした食育の取り組みを行っています。

《 問い合わせ先 》 保健所4階 保健所健康増進課
(Tel〈直通〉252-7193)

(8) 岐阜市統計協会

岐阜市統計協会は、各地区から推薦された統計調査員候補者等で構成されています。各種統計調査が実施される際には、主に当該地区の調査員候補者から選任された統計調査員が従事します。

《 問い合わせ先 》 市庁舎12階 統計分析課
(Tel〈直通〉264-7652)

第6章 魅力あふれる地域のまちづくり

住んでいる地域をより良い環境に育てていきたい…地域に暮らし、地域を愛する住民がまちづくりの主役でなくてはなりません。地域のコミュニケーションを密にし、活気にあふれ、安全・安心の住み良いまちを、みんなで目指していこうではありませんか。

具体的に、魅力あふれる地域のまちづくりの進め方の基本的な流れについて、見てみましょう。

1 地域の「まちづくりの芽」を発見しよう！

きれいなまちにしたい、安全なまちにしたい、魅力あふれるまちにしたい、という住民共通の願いと、具体的な地域の課題が一致したとき、「まちづくりの芽」は、はっきりと浮かんできます。地域のまちづくりは、そこからスタートします。



2 まちづくりへの展開

それでは、「まちづくりの芽」を発見し、地域ぐるみでまちづくりを展開するには、どのようなプロセスが必要でしょうか。一つの流れを示します。これを参考に、地域の実情に応じて進め方を考えてみましょう。

(1) 第1段階 「まちづくりの芽」の発見

- ① 住民が困っている課題や問題を相談し、提起できる地域の窓口や仕組みを明確にしておきます（例えば、日ごろの困り事やまちづくりのアイデアは自治会長へ・・・など）。
- ② それが地域として取り組むべき課題なのか、そして解決策はどうするかを練るために、みんなの参加で協議する場を設けます（例えば、「自治会の総会」や「まちづくり協議会又はその準備会の会議」など）。
- ③ 日常的に各種団体との協力関係を密に保つとともに、人の交流・情報交流の場（拠点）を設けます。

(2) 第2段階 「まちづくりの芽」を育てる

- ① 地域で取り組む課題が見えてきたら、その課題が、
 - ・地域の住民（自治会をはじめ各種団体やボランティアなど）が主体となって取り組むべき課題であるか（「市民相互の協働」）
 - ・市と一緒に取り組むべき課題であるか（「市民と行政の協働」）を判断します。（例えば、「ごみ出しルールの徹底」は地域で主体的に、「夜道が暗くて危険な場合の対策」は、市と相談・協議して・・・など）。
- ② 活動経費を伴う場合は、自治会やまちづくり協議会の年間事業計画として予算化するか、年度途中であれば、改めて住民間で協議し、活動を位置付けます。

(3) 第3段階 まちづくりを進める

- ① 必要に応じて、プロジェクトチームを編成します。
- ② 中間支援組織（*）やアダプト・プログラム(P 37 参照)の活用も考えます。
- ③ 住民に活動経過を報告し、参加協力を呼びかけます。
- ④ 実施後、その結果をみんなで評価し合います。
- ⑤ 改善すべき点があれば話し合い、次のステップへと進みます。
- ⑥ 様々なまちづくり活動の取組み全体をみんなで共有しながら、地域としてめざしたい将来像づくり（地域まちづくりビジョンの策定）につなげていきます。

（*）中間支援組織：地域のまちづくりや市民活動団体の育成などを目的とする組織。

行政と市民の中間に位置し、パイプ役を果たします。また、情報の提供や相談に応じてくれます。



主な中間支援組織として、次のような窓口があります。

名 称	場 所	電 話	業 務 内 容
市民活動交流センター	岐阜市司町 40-5 みんなの森 ぎふメディアコス モス1階	264-0011	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動やまちづくり活動について、情報の集積及び発信、実践の場の提供、支援及び交流の促進、人材の育成、調査及び研究に関する事業 ・NPO およびボランティアの育成・支援 ・市民活動に関する相談や情報の収集・提供 ・NPO 法人認証事務 ・協働事業「協議の場」の開催など
岐阜市まちづくりサポートセンター	岐阜市司町 40-5 みんなの森 ぎふメディアコス モス1階	264-0011	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会に対する活動支援 ・まちづくりトークの開催 ・コミュニティビジネスの研究 ・市民活動団体、各種企業等の連携づくり ・まちづくり人材の育成
(一財)岐阜市未来のまちづくり財団	岐阜市柳ヶ瀬通 1丁目12番地 岐阜中日ビル2階	266-1377	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動への支援や啓発 ・中心市街地活性化支援事業 ・緑化推進や啓発活動 ・岐阜公園、市営駐車場等管理事業など
岐阜市生涯学習センター	岐阜市橋本町 1- 10-23 ハートフルスクエ ア-G内	268-1055	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・ボランティアに関する相談・情報の提供 ・ボランティア登録の受付・コーディネート ・講座や講演会の開催など
岐阜市ボランティアセンター	岐阜市都通 2-2 岐阜市民福祉活動 センター2階	255-5511	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する相談・紹介・情報の提供 ・ボランティア保険の加入受付 ・講座・研修会等の開催など

3 まちづくり協議会

●まちづくり協議会はどんな活動をするの？

- 地域の課題、地域の特性・資源を見つけ活動の展開方法を話し合い地域の将来像を描く（活動の見直し、企画・運用の工夫など）
- お互いが活動への意見を言うことができ、情報を交換し合う場
- 必要に応じて、共通のテーマごとにグループ（部会）で取り組む（より深い話し合い）
- より多くの参加が得られるようにアイデアを出し合う（幅広い年齢層の住民と一緒に）
- 広報紙やホームページ、チラシの作成と提供（地域への情報発信）



●まちづくり協議会ができると、何が変わる？

①地域の未来を話し合う機会をつくる

「地域をこうしたい」という夢のある話をする事でやらされ仕事ではなく、何のための活動か再確認できる

②後継者をつくり、組織をつなぐ

若者や女性、新住民など新しい人に、ゆるやかに活躍のチャンスを与えて、活動の後継者育成につなげる

③協議を常設にして、活動をしやすいにする

各団体から活動提案や呼びかけ、お願いをするときに、「いつ、どこで話し合えるのか」がわかりやすくなる



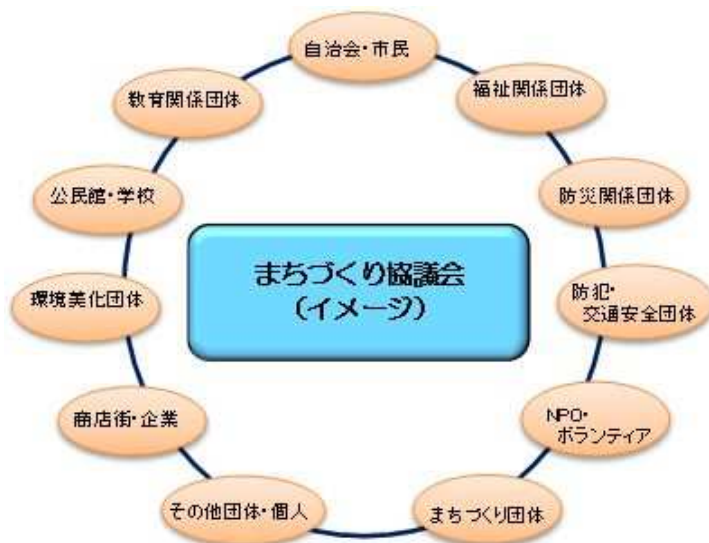
●まちづくり協議会の役割って？

自治会の役割	まちづくり協議会の役割
環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の将来像を描き、その実現のため、地域における課題等について協議し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進 ・各種団体間の連携の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミゼロ運動 ・資源分別回収 ・ごみステーションの設置、管理 ・ごみ出しルールやマナーの徹底 ・アダプト・プログラム など 	
防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・既存活動のより効率的、効果的な展開や新たなまちづくり活動を検討 ・地域のまちづくりに関わる人材の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊の運営、防災訓練や非常用資材の準備 ・子どもの見守り活動や夜間パトロールの実施 ・街路灯の設置や管理 など 	
イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する情報の発信
<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会の開催 ・二十歳のつどいの開催 など 	
文化・レクリエーション活動	
<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の開催 ・文化祭の開催 など 	

●「自治会連合会」と「まちづくり協議会」の関係は？

まちづくり協議会と、自治会連合会や各種団体等は上下関係ではありません。自治会連合会と各種団体等は「まちづくり協議会の構成員として一つの協議の場に臨み、地域の合意を形成する過程から参画し、地域全体の総意のもとでさまざまな活動と一緒に携わっていく」という、参加と協力の関係です。

自治会連合会は、地縁団体として地域課題を解決されてきたこれまでの実績と信頼の下に実行力を持った、地域においてなくてはならない存在です。地域の中で中心的なリーダーシップを発揮されており、まちづくり協議会においても核となる組織であるといえます。しかし、今後の地域活動の担い手不足等の課題が心配される中、より広い連携のもとでの実施体制、例えばまちづくり協議会の事業として課題別の専門部会などにおいて、地域全体の連携のもとに継続実施することが考えられます。加えて、連携した活動により、相乗効果が生まれ情報発信力が高まり、より暮らしやすい地域になるまちづくり活動ができるようになることが期待されます。



左図は一般論ですので、まちづくり協議会によっては、当てはまらない場合があります。

●まちづくり協議会一覧（設立順）

1	京まちづくりの会 (設立 H16. 5. 31)	23	藍川まちづくり協議会 (設立 H27. 1. 16)
2	岩野田北まちづくり協議会 (設立 H16. 10. 2)	24	三輪北まちづくり協議会 (設立 H27. 2. 2)
3	響明るい白山まちづくりの会 (設立 H17. 1. 7)	25	ときわまちづくり協議会 (設立 H27. 2. 10)
4	水と親しむ西郷まちづくり推進協議会 (設立 H17. 4. 19)	26	鶉まちづくり協議会 (設立 H27. 3. 1)
5	芥見南・安心・安全なまちづくり委員会 (設立 H17. 7. 25)	27	岩まちづくり協議会 (設立 H27. 8. 30)
6	鷺山まちづくり協議会 (設立 H17. 8. 30)	28	城西まちづくり協議会 (設立 H27. 10. 21)
7	芥見東まちづくり協議会 (設立 H19. 1. 26)	29	七郷いきいきふるさとづくり委員会 (設立 H28. 1. 17)
8	鏡島まちづくり協議会 (設立 H19. 7. 1)	30	柳津町まちづくり協議会 (設立 H28. 2. 10)
9	日置江地域まちづくり協議会 (設立 H20. 6. 18)	31	厚見まちづくり協議会 (設立 H28. 2. 28)
10	三里まちづくり協議会 (設立 H20. 6. 20)	32	早田まちづくり協議会 (設立 H28. 3. 9)
11	則武まちづくり協議会 (設立 H20. 12. 6)	33	金華まちづくり協議会 (設立 H29. 2. 17)
12	本荘まちづくり協議会 (設立 H21. 5. 15)	34	木之本まちづくり協議会 (設立 H29. 2. 19)
13	合渡まちづくり協議会 (設立 H22. 5. 30)	35	加納東まちづくり協議会 (設立 H29. 2. 26)
14	芥見まちづくり協議会 (設立 H22. 10. 16)	36	徹明まちづくり協議会 (設立 H29. 12. 6)
15	三輪南まちづくり協議会 (設立 H23. 6. 25)	37	加納西まちづくり協議会 (設立 H29. 12. 15)
16	日野まちづくり協議会 (設立 H24. 7. 22)	38	市橋まちづくり協議会 (設立 H31. 2. 16)
17	茜部まちづくり協議会 (設立 H24. 7. 29)	39	梅林まちづくり協議会 (設立 H31. 2. 16)
18	島まちづくり協議会 (設立 H24. 8. 8)	40	木田まちづくり協議会 (設立 H31. 2. 23)
19	本郷まちづくり協議会 (設立 H25. 6. 20)	41	岩野田まちづくり協議会 (設立 R1. 10. 26)
20	黒野まちづくり協議会 (設立 H25. 10. 30)	42	長良西まちづくり協議会 (設立 R1. 11. 1)
21	長良東まちづくり協議会 (設立 H25. 12. 6)	43	長森東汎愛の郷づくり協議会 (設立 R2. 2. 29)
22	明德まちづくり協議会 (設立 H26. 12. 19)	44	長森西まちづくり協議会 (設立 R4. 11. 12)

4 地域力創生事業（担当：市民活動交流センター）

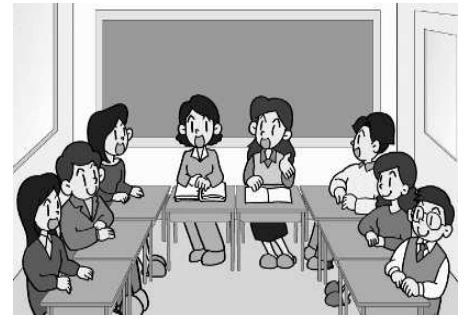
（1）地域力創生事業とは？

安全・安心の環境、子育て・教育環境、文化・歴史など、あらゆる分野で地域が発揮する力を「地域力」といいます。

この地域力を高めるために、地域住民のニーズを把握し、地区の将来目標を定めることが必要となります。そこで、「まちづくり協議会」を設立することで、地域の連携強化を図ることが可能となり、個性あふれるまちづくりが期待できます。

岐阜市では、地域の皆さんが主体的に「安全で快適な魅力ある地域のまちづくり」を進めるために、地域の連携、話し合いによるまちづくりの取り組みを支援しています。

市内では44地区（令和5年11月末現在）でまちづくり協議会が設立され、市は地域力創生事業に基づく支援に取り組んでいます。



（2）まちづくり活動への支援

ステップ①

■まちづくり協議会の設立支援

- ・まちづくり協議会設立に向けた地域説明会の開催などの支援



ステップ②

■まちづくり協議会の設立・運営支援（初年度）

- ・協議会運営費、事業費 10万円（補助対象経費の2/3以内）



ステップ③

■まちづくり協議会の活動（次年度以降）

ステップ3-①

- ・協議会運営費、事業費 30万円（補助対象経費の2/3以内）
- ・地域と行政の協働を明確にしたまちづくりを推進



ステップ3-②

- ・協議会運営費、事業費 50万円（補助対象経費の4/5以内）
- ・地域と行政の協働を明確にしたまちづくりを推進
- ・地域の将来像を描き、その実現のために実施すべき事業をとりまとめた地域まちづくりビジョンを策定

まちづくりビジョン



5 アダプト・プログラム～ぎふまち育て隊～（担当：市民活動交流センター）

（1）アダプト・プログラムを活用したまちづくり

アダプト・プログラムは住民が主体となって、美化活動を中心に公共空間を育てていくために制度化されたものです。言い換えれば「行政にゆだねられてきた空間」からみんなで創り、育て上げる「新たな公共」への転換の一手法と言えます。

地域のまちづくりを進めるとき、この公共空間を対象とした活動については、アダプト・プログラムが活用できないかを考えることで、進め方を整理することができます。

（2）アダプト・プログラムの進め方

①地域の活動組織を設置

規約により、目的・活動内容を明確化し、広く住民も参加できるように配慮（地域との協動的取り組み）

②活動対象となる場所の明確化

対象となるエリアを地図上で明確化

③年間の活動計画の明確化

活動経費が必要な場合は、予算書（収入・支出）も作成

（3）アダプト・プログラムの利点

住民のボランティア活動を制度的に位置付けることによって

- ・市の保険を適用（傷害・賠償責任保険）
- ・サインボードで明示することにより地域活動にステータスを付加

*アダプト・プログラムの活動に対する、市からの補助金はありません。



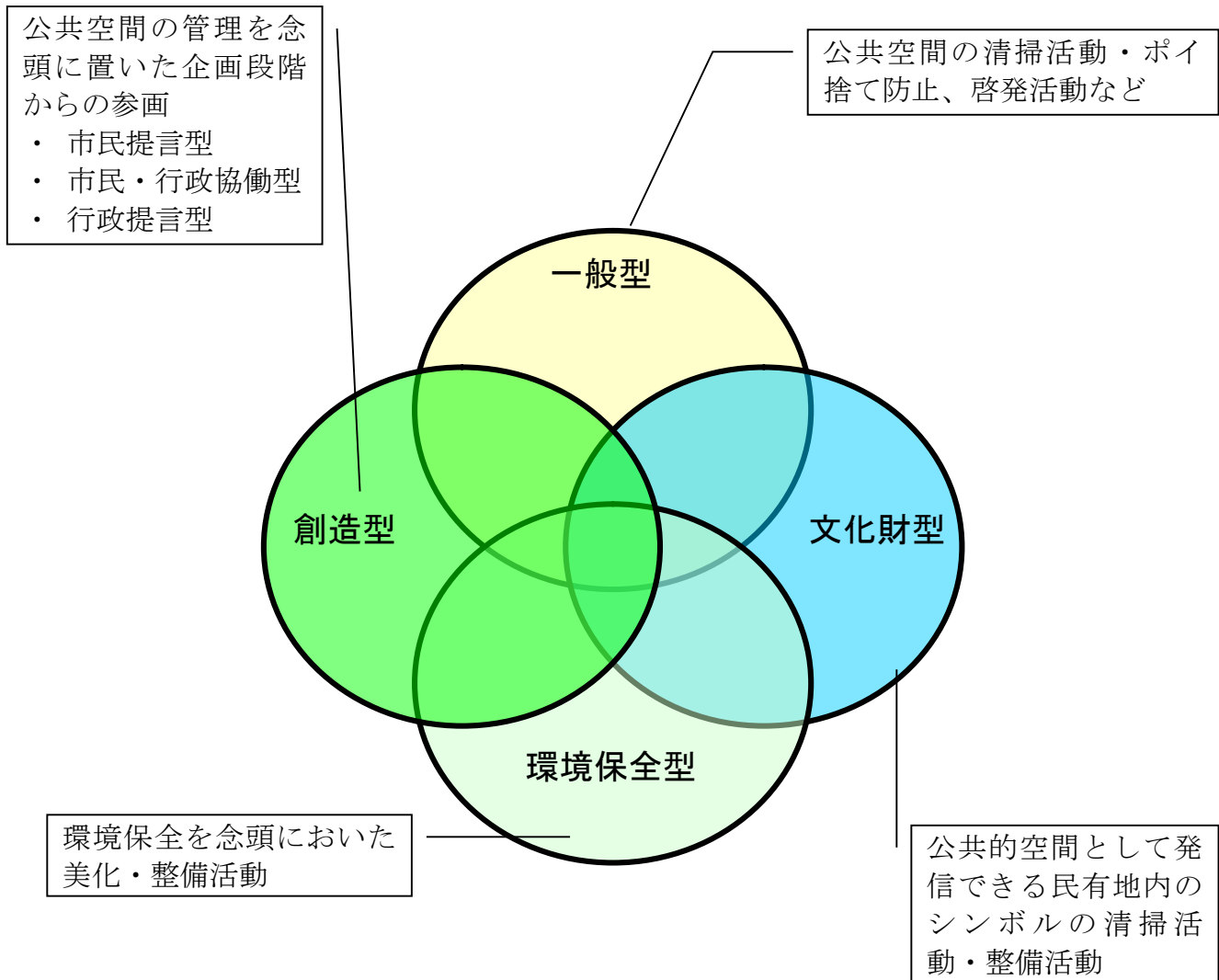
〈サインボード〉

（4）アダプト・プログラムの4つのパターン

「一般型」「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4タイプを互いに組み合わせて展開することも考えられます。



「アダプト・プログラム～ぎふまち育て隊～の4タイプ」



◇コラム 「アダプト・プログラムとは」

1985年にアメリカのテキサス州で生まれたアダプト・プログラムは、わが国でも多くの自治体で導入されています。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、市民団体と市が覚書を結び、このことを広く知らせるための看板（サインボード）を市が設置します。また、この美化活動には市の加入している保険が適用されます。

全国的には清掃活動を指しますが、岐阜版アダプト・プログラム「ぎふまち育て隊」は、4タイプとしました。特に維持管理を念頭に企画段階から参加する創造型や、民有地内も公共空間と捉えた文化財型は珍しいタイプです。

第7章 自治会への加入促進のために

自治会は、地域の基盤となる団体であり、そこに住む人が自治会の活動に参加することは地域の連帯を深める意味でも非常に重要です。今後、少子高齢化がますます進行し、近い将来、大地震がくることが予想されていることなどを考えても、普段からいわゆる「顔の見える関係」を作っておく必要があります。

しかし、実際には核家族の増加や個人の価値観の多様化などを背景に自治会加入率は年々低下しています。自治会の中にも、どうすれば未加入の方に加入してもらおうことができるのか、頭を悩ませているところも少なくないと思います。

自治会の加入を進めるために、それぞれの地域において自治会長が努力をしている中で、新設のマンション・アパートなどを対象に、加入に向けて創意工夫をこらした取り組みをしている地域もあります。以下に取り組みの一例を紹介します。

事例1

大家さんの理解を得たアパートなどの共同住宅については、賛助会員として自治会連合会費のみを徴収し、役員を免除することにした。その結果、加入率が上昇した。

*「自治会に参加することは良いけれど、役員などをやりたくないから加入しない」という人は意外に多いものです。「高齢で役目をこなすことができない」などの事情がある場合もあります。そうした場合に、賛助会員として役員を免除するという方法は、お互いにとってメリットがあるのではないのでしょうか。

事例2

大手住宅管理会社に申し出て、自治会加入の文書を配布することについて了解を得て、毎月発行している「自治会だより」と合わせて、全世帯に配布し返事を待った。結果的に返事はゼロではあったが、管理会社も協力的であったので、今後も続けたい。

*地域での活動内容を、住民の方に知ってもらうことは大きな意味があります。未加入者の方も参加しやすいイベントなどについてもお知らせできると良いかもしれません。

事例3

ハウスメーカーより「建売を建築販売する際に、住宅購入希望者に当該自治会規約等の説明を行い、自治会加入を入居条件としたい」との要請があり、販売担当者に会則等の説明を行った。

*ハウスメーカーから自治会加入について要請があったケースです。住宅建築が行われる際には、工事概要が記載された看板が設置されますので、連絡を取って早めに自治会加入について話し合うことが賢明です。

事例4

新築マンションの入居が始まった時点で、入居者の方から地域との関わりについて問い合わせがあった。自治会百科事典や当該自治会の規約等を手配して自治会加入に対する啓発に努めた結果、多くの世帯に加入してもらえた（マンション一棟で自治会を立ち上げた）。

*マンションやアパートなどに住んでいても、「地域との関わりを持ちたい」「でも、どうしたら良いか分からない」と思っている人は多いはずです。そういった時に、効果的なサポートができれば、自治会をはじめとする地域活動への参加も期待できます。

事例5

入居前に管理業者と自治会加入について話し合い、下記条件に合意のうえ、全世帯を加入させることができた。

- 1 出入りが激しいため全戸加入を原則とする（自治会費は年間一括払い）
- 2 地域行事への参加や役員就任は免除。ただし、参加希望があれば認める。
- 3 ゴミ出しほか、地域のルールは守る。

*入居前に管理業者と話し合い、上手くいったケースの一つです。入れ替わりが激しい共同住宅の場合は、管理業者と話し合いをし、自治会費を年間一括で支払ってもらうことも効果があるでしょう。

事例6

マンション建設前に、建築主と隣接自治会長が自治会加入を含めた協定書を締結した。これを受け、建築主は入居者に自治会加入の承認書を取った。これにより、入居者全員が自治会に加入した。

*マンションやアパートなどの共同住宅は、入居が済んでしまうと自治会加入を進めることが難しくなります。このケースのように、建築前に建築主などを含めて、話し合いをすることが有効な方法と言えるでしょう。参考として、協定書と承認書のひな形を掲載します。

協 定 書

●●（以下本件建物という）の新築工事に関して、●●自治会（以下甲という）と事業主●●会社（以下乙という）と施行業者●●会社（以下丙という）とは、本件建物の建設にあたり互いに信義、誠実、互譲の精神をもって円満な近隣関係を保持するため、下記のとおり協定する。

記

1. 概要

- 1) 敷地の地名地番：
- 2) 用途：
- 3) 規模・構造：
- 4) 延床面積：
- 5) 工期：

2. 現場責任者

- 1) 丙は、工事期間中、現場責任者を現場に常駐させ・・・・・・・・
- 2) ・・・・・・・・

3. 作業時間

本件建物の作業時間は、原則として・・・・・・・・

4. 工事の安全・災害の防止・損害賠償

- 1) 丙は、工事の施工に起因して万が一建物に被害を与えた時は・・・・・・・・
- 2) ・・・・・・・・

5. 騒音・振動防止

- 1) 丙は、振動・騒音を伴う事業については、・・・・・・・・
- 2) ・・・・・・・・

6. 工事用車両の管理及び道路の保守

- 1) 丙は、工事用車両の通行について、・・・・・・・・
- 2) ・・・・・・・・

7. 工事関係者の管理について

- 1) 丙は、工事関係者の風紀維持について・・・・・・・・
- 2) ・・・・・・・・

8. 自治会組織の結成

乙は、入居契約者に対し、本件建物引渡し後、管理組合を作り、自治会組織を立ち上げ、自治会連合会に加入すること、また自治会費があることを契約書ならびに重要事項説明書に記載する。

9. 規定外事項等

本協定に定めのない事項が生じた場合は、・・・・・・・・・・・・・・・・

本協定を締結するため、本書3通を作成し、甲乙丙各署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 (地元自治会)
乙 (事業主)
丙 (施工業者)



・・・管理に係る承認書

今般、「岐阜市・・・」において建設される「・・・」の売買、契約の調印にあたり下記の事項について承認します。

記

- 1 ・・・の管理規定を原案のとおり承認し、この定めを遵守・履行することを確約します。
- 2 管理組合の管理者（理事長）が選任されるまでの間は、・・・・・・・・
- 3 ・・・の敷地及び建物の共有部分の保全の維持に関しては、・・・・・・・・
- 4 初年度の予算は、・・・・・・・・
- 5 当初の駐車場使用者については、・・・・・・・・
- 6 完成後、未販売の住戸がある場合には、・・・・・・・・

7 入居後は、・・・所在の地域との協調を図るため、マンションにて単独の町内会を組織し、入会することを承認します。ただし、町内会費は管理費とは別途、個々の負担になります。

令和 年 月 日

・・・管理組合 御中

・・・会社 御中

号室区分所有者



事例7

地域の連絡事項（地域の現状やお知らせ）を作成し、配布しながら加入の要請を行った。また、資源分別回収の前日に未加入世帯を回って回収作業を行い、加入の要請をした。その結果、マンション全世帯が加入した。

*なかなかここまで行うことは難しいかもしれませんが、何度も足を運び、顔見知りになったことが、結果に結びついたのでしょう。やはり普段からそのような関係を築きたいものです。

広報

広報担当者
8月8日、9月8日

- 7月13日(日)自治会連合会の、川タリ・パン作戦、ごみ0運動に多数の参加有難う御座いました。各世帯の参加が続きおかげで成功しました。
- 7月23日(水) 小学校より、成卓県交通少年団自転車競技大会。アリーナにて18チーム参加、小学校は5位に入賞。
- 8月9日(土)午後7時～午後9時まで、盆踊り大会、公民館東側。子供たちにも踊り、幼児には風船もさるよ。
- 8月12日(火) 小学校の校舎へ。お土産で。下の公民館までお話し下さい。自治会員が回収に行きます。回収するもの、新聞紙、雑誌、古本、びん、缶、鉄くず、紙くず、乾電池パック、ダンボール、フタのびん、びんくず等。回収終了まで。
- 9月7日(土) 防災訓練。法務局にて。対象地。新アパルトメントの4階。川帯の人。
- 9月15日(土) 禁煙。区警署会。参加者1190名、78才以上。アトラクション。新設地区の音楽演奏、合唱、踊り。校生発表。合唱。新設地区警察の演奏。

問い合わせ先、自治会
Eメールの宛先、オンライン連絡の明細書からお問い合わせください。

以下のような取り組みも有効です。

(1) 情報紙の発行

地域の方々に、自治会の活動を知ってもらうことは非常に重要です。未加入の理由を見ても、「活動内容が分からない」という意見もあります。そのためにも、地域で情報紙を作って、配布することは効果的です。その場合も、未加入世帯にも届けることができるような方法を考えることも必要です。

また、自治会の取り組みを紹介すると同時に、未加入者の方も参加しやすい行事についても掲載できるとなお良いでしょう。



(2) 自治会ホームページの開設

自治会のホームページを立ち上げてみてはどうでしょうか。普段なかなか自治会活動に参加しづらい人々にも自治会の活動を理解してもらうことが出来ますし、広く情報発信することも可能になります。地域には、パソコンが得意な方もみえるでしょうから、そういった人と協力することも大きな力となります。



(3) 皆が参加しやすいイベントの開催

自治会では地域の安全・安心、また親睦交流を図るため、様々な活動を行っています。しかし、地域との関わりが薄い人にとっては、なかなか参加しづらいもの。そのため、ますます自治会など地域との繋がりがなくなってしまうという悪循環に陥ってしまうケースもあるかもしれません。そういった人にも、気軽に参加してもらうために、お祭りやバザー、フリーマーケットなどのイベントを開いてみてはどうでしょうか。こうしたイベントであれば、子どもも一緒に参加しやすいですし、また交流も図りやすいものです。

その場合は、出来る限り多くの人に周知できるような方法を考えることも大切です。



第8章 個人情報保護法の改正

1 個人情報保護法の改正と小規模事業者への法の適用

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日全面施行となりました。

改正前は、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。

この事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。

2 個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
(1) 個人情報を集める前 ①利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
(2) 本人から個人情報を集めるとき ①利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
(3) 個人情報を保管しているとき ①安全管理措置 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。 ②保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。 ③本人の同意の取得 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、財産を守る場合 3. 委託先に提供する場合 ④提供に関する記録義務 提供先などを記録し一定期間保管する。	自治会や同窓会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。 (2) で配布する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。 「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合には同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 1. 警察からの照会 2. 災害発生時の安否確認 3. 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、 ◇印刷業者に名簿を提供する場合◇ 名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。 名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

<p>⑤委託先の監督 個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。</p>	<p>◇委託先への確認方法の例◇ 情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等。 また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。</p>
--	---

3 個人情報保護法に関するQ&A

Q. 個人情報とは？

A. 生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会や同窓会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q. すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいか？

A. 会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q. 新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいか？

A. 以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q. 会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合、どうすればよいか？

A. 名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

その他個人情報保護法に関するご質問や疑問点があれば、下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル
03-6457-9849
受付時間土日祝日及び年末年始を除く9:30～17:30

※個人情報保護委員会ウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/news/publicinfo/>)
広報資料「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項」から抜粋

第9章 地縁団体

1 地方自治法改正の変遷

自治会、町内会等については、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置付けられ、その保有財産について、自治会等の名義で不動産登記をすることができませんでしたが、平成3年の地方自治法の改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度が導入されました。更に令和3年の改正で、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能になりました。

2 地縁による団体の定義

この改正により法律上権利能力を付与する対象としているのは、いわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体です。

つまり、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義しています。

この地縁による団体は、一定の地域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織されたものであるため、スポーツ同好会のように特定目的の活動を行う団体、老人会、婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではありません。

3 認可申請に必要な書類について

- ①規約
- ②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ③構成員の名簿
- ④良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑤申請者が代表者であることを証する書類

なお、認可の申請を検討される際は、下記の担当部署にご相談ください。

《問い合わせ先》 ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センター
(TEL<直通> 214-4791)

【こんなときは？ Q&A】

Q 1 盆踊りや運動会など各種の行事への参加者が少なくなっています。何かいい方法はないでしょうか。

A 1 多くの人に参加してもらうには、地域の人たちが希望する行事であったり、様々な年齢層が参加できるものであることが必要です。住民のニーズを把握したり、新企画について他の地区と情報交換をすることも役に立ちます。また、行事の実施時期も検討してみる必要があります。

行事の企画・運営が得意な人、好きな人をお願いすれば、自治会長としても心強いところですが、その人を中心としながら、より広く住民の参画を促すことも必要です。住民アンケートを実施し、ニーズを把握したり、企画段階から多くの人に携わってもらうことで、関心も一層高まります。なお、自治会の未加入者へも機会を捉えて参加を呼びかけましょう。

Q 2 自治会の行事に参加しない人への対応はどうしたらよいでしょうか。

A 2 高齢者の世帯では、行事に参加したくても出られない場合も多くあると考えられます。仕事の都合や冠婚葬祭など、それぞれの家庭の事情で出られない場合もあります。毎回参加されない方や自治会未加入の方には、時折声をかけるなどして、参加を呼びかけてみてはどうでしょうか。強制的ではなく、コミュニケーションを深めながらお誘いしましょう。

Q 3 自治会活性化のために、インターネットを活用している例がありますか。

A 3 家庭へのパソコンの普及率が上昇し、情報発信の手段としてインターネットを活用することは、一般的なこととなってきました。ホームページの開設で活動の内容や行事の様子を紹介したりすることも簡単にできるようになりました。インターネットの利用は、いつでも情報の検索や問い合わせなど容易にできるので、参加しやすいというメリットもあります。

Q 4 「地域の情報がもっと欲しい」という声に応えたい。

A 4 現在、地域の情報提供は、自治会だより・公民館だよりなどの名称で作成し、配布されていますが、発行回数、情報量に制約があります。自治会活動や防災活動、各種の市民団体の活動を地域住民に紹介していくことは、市民活動を活性化し、地域のまちづくり活動へ参加する意義・楽しさを伝えるためにも非常に重要です。インターネットの活用も含め、ぜひ積極的に取り組みたい活動の一つです。

Q 5 自治会活動と神社の祭りなど宗教、選挙との関わり方について、どのように対応したらよいでしょうか。

A 5 自治会そのものが特定の宗教活動をする事は、互いの信教の自由を認めている状況の下では、慎まなければならないと思われます。神社の維持管理・修理等の費用の寄付や宗教行事への参加・役当番はその氏子集団が主催し、それへの自由な協力を得て行うべきと考えられます。一方で、日常の生活の場では、神社の祭礼などは伝統的文化的行事、共同的娯楽行事の性格を強めており、有形、無形の文化財の保護・存続の活動の場合もあると考えられます。

長い歴史のなかで地域とも深いつながりのあることも多いと思われます。これを前提としつつも、宗教上の理由で協力できない人に対する配慮や、新しく転入してきた人への説明責任を果たしたり、話し合い、理解を得ることが不可欠です。

また、選挙について、自治会連絡協議会では、自治会長名で選挙の協力要請はしないこと、自治会組織を利用して選挙活動を行わないことについて申し合わせています。また、立候補予定者の講演会などのポスターやチラシが自治会の広報板に掲示されたり、回覧板で回覧されたりすることがないよう呼びかけています。

Q 6 行政以外にも民間企業や福祉団体からチラシなどの回覧依頼がきますが、どのように処理すればよいでしょうか。

A 6 自治会は自治会員の福祉向上、自治活動などのために必要な情報を提供する役割があります。自治会の活動目的を考えた上で、また自治会員の共通の利益を考え、回覧文書の選定ルールが必要です。そこで、企業あるいは福祉団体などからのセールス行為に関連する文書の回覧については、原則として行わないことが、岐阜市自治会連絡協議会において取り決められています。

Q 7 自治会内の回覧板が、最後の世帯へ回るところにはチラシの行事などが終わってしまっているようなことがあります。どのように改善すればよいでしょうか。

A 7 昼間留守であったり、所用でしばらく家を空けるケースもあり、どうしても回覧が滞ってしまうこともあります。世帯数が多すぎると考えられる場合には、余裕を持って回覧できるように、組の編成替えを行うことも考えられます。また、頻繁に問題となる場合は、各世帯で回覧を次の世帯に回すときに、日付を書き入れるなどの工夫をし、会員の自覚を促すことも一つの方法です。

Q 8 自治会の加入世帯が変更となりました。「広報ぎふ」の配布部数を変更するには、どのようにすればよいのでしょうか。

A 8 各自治会連合会を通じて、広報広聴課または市民活動交流センターまで連絡してください。また、年度途中で自治会長が交代になった場合、「広報ぎふ」の届け先を変更するため、新しい自治会長の氏名、住所、電話番号を自治会連合会を通じて連絡してください。「広報ぎふ」は、発行日のおよそ2日前（の午後）までに、自治会長宅に届けられます。

《 問い合わせ先 》 市庁舎5階広報広聴課
(Tel〈直通〉214-2387)
ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センター
(Tel〈直通〉214-4791)

Q 9 自治会会員名簿の作成と、個人のプライバシーや個人情報の保護について教えてください。

A 9 これまで各地域で利用されている「自治会会員名簿」の記入欄には、世帯主、氏名、住所、電話番号、世帯の人員（男女別）、自治会入会日、その他構成員の氏名、性別、生年月日、緊急連絡先があります。これは、敬老会をはじめとする地域行事や、万一の災害時対応に役立つなどの目的からです。

しかし、生年月日をはじめ個人の意思に反して強制的に記載させることはできません。また、各自治会が独自に様式を作成する場合も、個人のプライバシーを守る観点から、本籍、職業、勤務先、学校名の記入を義務付けることはできません。さらに「自治会会員名簿」の回収、保管、活用時には、個人情報適正に管理されるよう細心の注意を払う必要があります。そして、「自治会会員名簿」作成の目的を念頭に置き、その目的以外の利用や外部への提供をしてはなりません。

一方、自治会連合会ごとに作成される「〇〇自治会連合会自治会長名簿」には、自治会名称、会長氏名、性別、住所、電話番号、組数、加入世帯数、広報ぎふ配布部数、新規・継続の別を記入することとなっています。この名簿は、市民活動交流センターにも提出しています。これは、広報ぎふの配布場所、配布部数の把握や自治会長表彰の該当者確認の資料等に用いられます。

市は、市が保有する個人情報について、岐阜市個人情報保護条例の規定により、個人情報の外部提供や目的外利用について制限を行っています。ただし、道路工事などの周知のためや自治会加入のための問い合わせなど営利目的以外で必要とされるときは、自治会長の連絡先について提供する場合があります。

Q 1 0 自治会の活動を充実させるためには、自治会長の任期はどれくらい必要ですか（私の自治会では、自治会長の任期は1年交替となっています。）

A 1 0 自治会長として、1年間経験することで、問題点もわかってきます。また、新たな活動への工夫やアイデアが浮かんだりもします。短期間での役員の交替は、自治会の運営にとっても、地域の発展にとっても損失となることも少なくありません。少なくとも2年は継続することが望まれます。1年交替のシステムとなっているときも、前後の年は副会長として会長をサポートするなど、システム的に補完できるよう工夫しましょう。

Q 1 1 自治会長の改選は、どのような方法がよいのでしょうか。

A 1 1 各自治会において、積み重ねてきたノウハウやルールがあれば、まずそれを文書にしておくといいでしょう。その際に疑問な点があれば、総会の議題にするなどして整理します。

Q 1 2 自治会区域内にマンションが建設されることを知りましたが、ごみ置き場、自治会への加入についての事前協議はどのように進めたらよいのでしょうか。

A 1 2 建築主や受託業者にとっても、近隣住民と良好な関係を保持していくことは大切なことと捉えています。6階以上の建築物を建設する場合は、条例で事前に近隣住民への説明が義務付けされますので、ごみ置き場の位置等も含めた事前協議の場が設けられます。

5階以下の建築物を建築される場合は建設する際、現地に建築確認済みの表示板が掲げられますので、表示板に表記された建築主、設計者、施工者、工事管理者に連絡をとるなどして、マンションやアパートの入居者のごみ出しや自治会加入について協議します。

Q 1 3 団地などで新規に自治会を作る場合や、会員数が増えたため新しく2つの自治会に分ける場合など、どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A 1 3 自治会として活動しやすい形態をとることが大切ですので、連合会長に相談の上、総会などで決定してください。なお、自治会名と自治会長の性別、住所、氏名、電話番号、組数、加入世帯数、広報配布部数を自治会連合会を通じて、広報広聴課又は市民活動交流センターまで連絡します。

Q 1 4 自治会にはよく募金のお願いが来ますが、なぜ自治会で集めるのか、また、自治会によっては募金を自治会費から出しているところもありますが、この方法はどうかなど教えてください。

A 1 4 募金方法として、自治会を通じて集める個別募金、個人や企業・職域での募金活動があります。個人が積極的に募金活動に参加し、活動を盛り上げようとする動きが少ないのが現状ですが、自治会でも自発的、主体的な募金活動への参加を期待するものです。

次に自治会費からの募金支出についてですが、募金の主旨からすれば個々の世帯から自主的に寄せられるのが本来の形だと思います。しかし、自治会の中には、世帯規模が大きい所もあったり単身世帯等留守がちの世帯が多くあったりして、募金活動が思うようにいかないところもあります。

そういった場合でも、募金を自治会費に含めるのではなく、自治会費と募金をはっきりと区別し、募金の性質上、任意であることを念頭に置きながら、各自治会の実情にあった方法で実施していただければと思います。

Q 1 5 自主防災組織はなぜ必要なのでしょうか。

A 1 5 地震などの大規模な災害が発生した場合、消防や警察などの防災関係機関は、住民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動、救急、救助などの応急活動に万全を尽くします。しかし、支援を要する住民が多数発生する一方で、情報通信網の不通、道路の分断、建物の倒壊などによって、これらの機関の活動は著しく制限され、すべての支援要請に対応できるとは限りません。したがって被害の軽減を図るためには、住民自らが、出火の防止、初期消火、救出救護などの応急活動を行う必要があります。

災害に強いまち、安全で快適な住み良いまちをつくるため、日頃から、防災訓練などの自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域住民全体で防災意識の向上に努めましょう。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課

(TEL 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 6 災害が発生した場合の備蓄物資は確保されていますか。

A 1 6 市では、令和 2 年度に実施した災害被害想定調査を基に、ご家庭での備蓄を前提にして避難所避難者及び想定外避難者のために、地域の防災拠点（避難所）となる小・中学校に、非常用の食料、飲料水、歯ブラシ・おしりふき等の生活必需品のほか、避難所を開設するために必要な簡易トイレ、間仕切り、毛布等を備蓄しています。

災害による被害が広域かつ甚大な場合には、物資の供給が長期に停滞すること、また、ご自宅が被災されていない場合においても、電気、ガス、水道などのライフラインが停止することも考えられますので、各ご家庭におきまして、最低 3 日分、できれば 1 週間分を目標に食料や生活必需品の備蓄を行いましょ

う。また、避難する際に必要な非常持ち出し袋の準備も行いましょう。

なお、過去の大規模災害の教訓からも、自助（自らの命を自ら守る）、共助（皆さんが協力して助け合う）が、被害の軽減を図る大変重要な役割を担っていますので、自主防災組織が中心となって実施している防災訓練や研修会に積極的に参加しましょう。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 防災対策課
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 7 防災訓練への参加について教えてください。

A 1 7 「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識の高揚を図るため、各地区において自主防災組織が主催する地域防災訓練などが実施されていますので、積極的に参加してください。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 防災対策課
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 8 防災知識・技術を習得したいときは。

A 1 8 岐阜市自主防災組織連絡協議会では、防災研修会の開催や防災パンフレットの発行などにより、防災意識の高揚を図っています。

また、市が実施している自主防災組織を対象とした研修会や市民の方を対象とした出前講座など、防災に関する知識・技術の習得をする機会があります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

Q 1 9 地区敬老会に際し、市からは補助金が出ていますが、それ以外に自治会連合会からも費用を出して運営しています。自治会に加入していない人の扱いをどうすればよいでしょうか。

A 1 9 市は自治会連合会が行う敬老会開催経費に対して補助金を交付しています。自治会連合会ごとの均等割と、各地区の対象者の住民基本台帳上の人口を基準に算出しています。使い方は限定しておらず、会場費や催し物などの運営費のほか、記念品代等として活用されています。

このほかに、自治会連合会の費用を加えて、それぞれの地区で特色ある企画がされている例も多くみられます。

自治会に加入していない人については、参加費を別に徴収されている地区もあります。また、敬老会に参加できなかった人や、施設に入所している人へ、記念品を届けている地区もあります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 階 高齢福祉課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 1 7 3)

Q 2 0 ごみの集積場の管理は、どこが行うのですか。また、集積場の新設や廃止は、どのような手続きをすればよいでしょうか。

A 2 0 ごみの集積場は原則として各自治会及び利用者が管理をしています。ただし、集合住宅については、その所有者や管理会社が同様の管理をすることがあります。

・ごみ集積場の設置（新設・移設・廃止）

利用する地域の皆さんで候補地を選定し、自治会長から環境一課に申請すると、担当者が直接現地で安全性などを確認した後、収集を開始します。集合住宅については、地域の自治会長に了解を得たうえで、所有者もしくは管理者から市への連絡をお願いしています。

なお、場合によっては集積場として認められない場合もあります。

また、水路敷地上へ設置する場合、土木管理課に申請が必要になることがありますので、詳細については土木管理課にお問い合わせください。

・日常の管理

ごみ出し曜日やルール等の啓発用看板の設置や、動物被害や飛散防止対策のネットの設置など、地域の実情に応じた管理をしてください。

なお、ごみ集積場の利用者は自治会加入、非加入を問わず、ごみ出しのルールを守り、ごみ集積場の清潔を保つようご協力をお願いします。

《 問い合わせ先 》
市庁舎 1 4 階 環境一課 (Tel 〈直通〉 2 6 5 - 3 9 8 3)
市庁舎 1 6 階 土木管理課 (Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 7 1 9)

Q 2 1 ごみ出しルールの徹底について、良い方法がありませんか。

A 2 1 岐阜市が発行する「岐阜市ごみ出しのルール」に基づき、住民一人ひとりのマナーに頼るしかありません。市がイエローカードを貼り付け収集せずに残したものは、視覚的に啓発できますが、それでもなお、排出者が持ち帰らないものや、時間外の排出、他地域からの持ち込みといった事例には、看板の設置や回覧等、地域の実情に合わせた対策を講じる必要があります。

令和4年度からプラスチック製容器包装の分別収集が始まりましたように、より適正にごみを排出していただくため、「岐阜市ごみ出しのルール」は毎年見直しております。必ず、その年のルールを見て排出していただくようお願いします。

なお、「岐阜市ごみ出しのルール」はスマートフォンやタブレット等を活用して10言語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）で閲覧できますので、啓発にご活用ください。（多言語対応アプリ「カタログポケット」のダウンロード（無料）が必要です。）

《 問い合わせ先 》 市庁舎14階 環境一課
(Tel 〈直通〉 265-3983)

Q 2 2 自治会の活動として、町内の道路・公園などの一斉清掃や、側溝の清掃をした時に、集めたごみや汚泥の処理はどのようにすればよいでしょうか。

A 2 2 通常のごみ収集とは別の収集車で集めますので、日程や集積場所等の計画が決まりましたら、実施予定日の1週間くらい前までに、環境一課へ収集を依頼してください。なお、側溝の汚泥については、同様に道路維持課へ依頼してください（私有地・管理地除く）。

集めたごみは必ず無色透明または乳白色で中が見える半透明の袋に入れてください。なお、清掃の際のペットボトルは普通ごみと合わせて袋に入れてください。

また、清掃が土日・祝日に行われた場合でも収集は原則平日となります。

《 問い合わせ先 》
市庁舎14階 環境一課 (Tel 〈直通〉 214-2418)
市庁舎16階 道路維持課 (Tel 〈直通〉 214-4796)

Q 2 3 不法投棄を発見したときは、どうしたらよいでしょうか。

A 2 3 調査を要する場合があるため、現場をそのままにして次の窓口が警察へ通報してください。

・不法投棄110番 (TEL 0120-530-817)

《 問い合わせ先 》
市庁舎14階 環境一課 (Tel 〈直通〉 214-2418)
市庁舎14階 産業廃棄物指導課 (Tel 〈直通〉 214-2169)

Q 2 4 資源分別回収は、どのように行われるのでしょうか。

A 2 4 資源分別回収は、各自治会連合会毎に原則月 1 回、地域で回収日時や場所を決めて、自治会・女性の会・子ども会・P T A・老人クラブなどが実施団体となり行われています。市は実施カレンダーや集積場所の表示板などの物品助成とともに、各自治会連合会からの実績報告書に基づき、奨励金を支給しています。

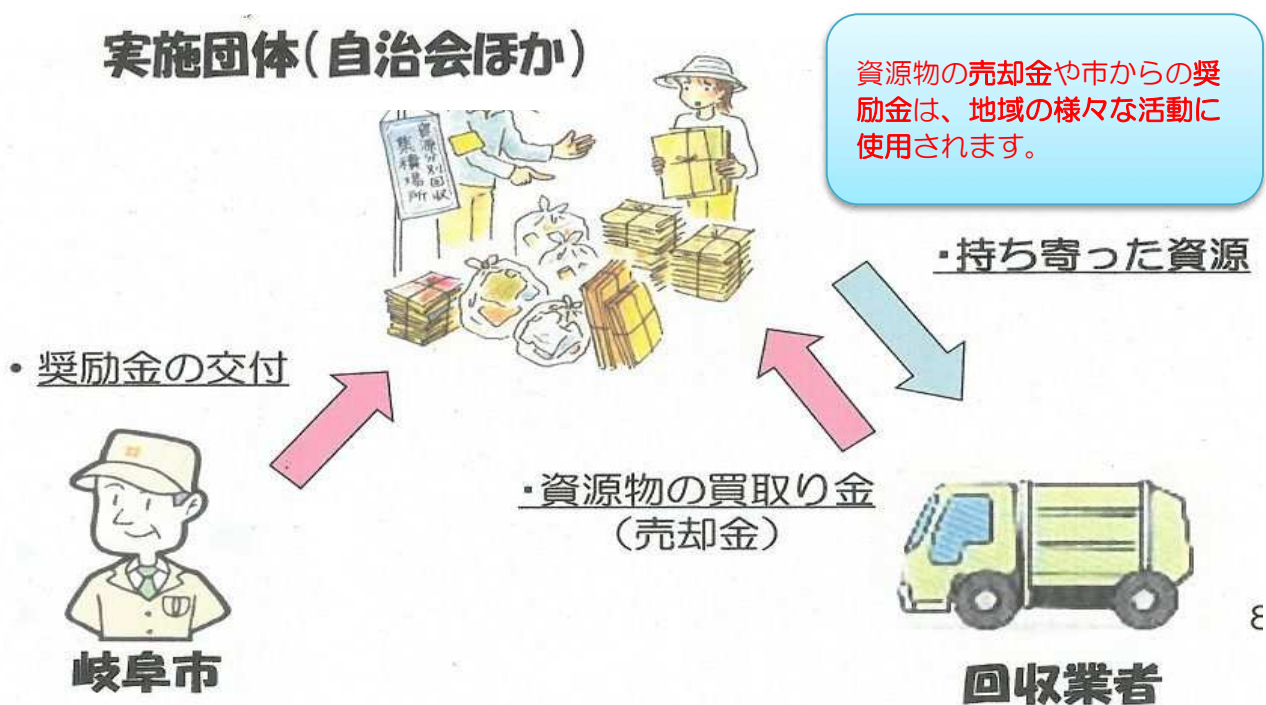
回収品目は新聞・(新聞の折り込み) チラシ・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ (P 2 5 のコラム参照) などの紙類、古着、カン・フライパン類、の 3 種類です。

これにより、家庭のごみが減少する、リサイクル意識が高まる、地域のコミュニケーションが深まるなどのメリットがあります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 4 階 資源循環課

(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 1 7 9)

資源分別回収の仕組みは？



Q 2 5 犬や猫の糞害で困っていますが、何か対応策はありますか。また、野良犬を見つけたときはどうすればいいですか。

A 2 5 犬や猫の糞の放置は、飼い主のマナーによるところが大きいのと思われます。まちを美しく保つためには、行政と地域での啓発活動が不可欠です。ペットの糞の処理を呼びかける看板がありますので、ご利用ください。

また、周囲の迷惑も考えずに野良猫に餌付けをする人は残念ながら少なくありません。避妊・去勢手術もせず、無責任に餌付けだけを行うことを防止するための看板やパンフレット等で周知するのも一つの方法です。

犬の放し飼いは禁止されています。野良犬は法律に基づき捕獲しますので、連絡してください。

《 問い合わせ先 》 岐阜市保健所 1 階 生活衛生課
岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地
(Tel 2 5 2 - 7 1 9 5)



Q 2 6 自治会で広報板を設置したいのですが。

A 2 6 地域行事や資源分別回収の日程を告知するなど、広報板を設置し活用している自治会もあります。壁掛け型や据え置き型など、地域の実情や安全性に十分配慮して設置する必要があります。地域におけるまちづくりとコミュニティ活動を促進するため、自治会が広報板を設置する場合、設置に要する費用の2分の1以内（千円未満の端数は切捨て、限度額7万円）の補助が申請できる市の制度があります。

なお、補助の申請時期ですが、広報板設置業者と契約した後の申請では受付できません。また、予算に限りもありますので、補助の申請を検討される場合は、あらかじめ担当課にお尋ねください。

《 問い合わせ先 》 ぎふメディアコスモス 1 階 市民活動交流センター
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 7 9 1)

Q 2 7 飼い主不明の犬や猫の死体を発見した場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

A 2 7 道路などの公共用地で死んでいるのを発見した場合は、環境一課へ連絡してください。私有地内で死んでいる場合、あらかじめその土地の所有者か使用者で公道側へ出すことが必要です。ただし、飼い主が明確なものは収集対象外ですので、飼い主自身で市斎苑等へ持ち込んでください。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 4 階 環境一課
(Tel 〈直通〉 2 6 5 - 3 9 8 3)

Q 2 8 街路灯を設置したいのですが。また、蛍光灯が切れているのか点灯しません。どこへ連絡したらよいでしょうか。

A 2 8 街路灯の設置、維持管理に関しては、道路維持課が担当しています。なお、街路灯は市道交差点や曲がり角など、夜間の道路交通の安全と事故防止を目的として設置しております。

また、市の維持管理する街路灯（「岐阜市灯」と書いた番号札が取り付けられています）が不点灯の場合は同課へ連絡してください。

自治会など地域が維持管理する防犯灯等が不点灯の場合は、管理している団体等へ連絡してください。また、防犯を目的とした防犯灯を設置する場合は、市の補助金交付制度がありますので、地域安全推進課に相談してください。

《 問い合わせ先 》
市庁舎 1 6 階 道路維持課 (Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 7 9 6)
市庁舎 9 階 地域安全推進課 (Tel 〈直通〉 2 1 4 - 4 9 6 3)

Q 2 9 道路に穴があいていたり、側溝が壊れているときは、どこに連絡すればよいでしょうか。

A 2 9 道路の穴、陥没、破損、凸凹、わだち、段差や側溝の蓋の破損、詰まりや、道路に土砂などが流出している時は道路維持課へ連絡してください。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 6 階 道路維持課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 9 8)

Q 3 0 自治会内の交通が多い場所に、ガードレールやカーブミラーなどの道路安全施設、又は横断歩道や信号機を設けてほしいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A 3 0 道路安全施設の設置希望や破損しているものを見つけた場合には、道路維持課へ連絡してください。

なお、横断歩道や信号機などの公安委員会管理のものについての相談は、所轄の警察署になります。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 6 階 道路維持課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 9 9)

Q 3 1 自治公民館の建設について、市からの補助内容とその手続きを教えてください。

A 3 1 自治公民館の新築、増築、改築又は建築物購入に係る経費及び自治公民館の修理に対して、市からの補助を受けることができます。

《 問い合わせ先 》 ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センター
(TEL〈直通〉214-7158)

Q 3 2 自治会が保有する自治公民館やその土地を、自治会の名義で不動産登記ができると聞きましたが、その内容を教えてください。

A 3 2 地方自治法の改正により、一定の要件を備えた自治会であれば、市長の認可を受けることにより法人格を有し、自治会名義による不動産登記ができるようになりました。なお、認可を受けるための要件や必要な手続き等、詳しくは担当課にお尋ねください。(P48参照)

《 問い合わせ先 》
ぎふメディアコスモス1階
市民活動交流センター
(TEL〈直通〉214-4791)



資料編

自治会連合会や自治会の活動や組織運営は、各地域のノウハウや経験によって、それぞれに特色が見られます。ここでは、一般的な事例を紹介します。

1 役員とその役割（事例）

組織的にかつ機能的に活動するため、次の役員が置かれます。

(1) 自治会連合会長

自治会連合会を代表し会務を総括するほか、自治会連絡協議会のメンバーとして市全体の自治活動の企画・実施に当たります。また、行政との情報交換や、各種団体との連携により地域の課題を解決し、安全・安心のまちづくりを推進する重要な役割を担います。

(2) 副会長

会長を補佐し、自治会連合会の円滑な運営を図り、会長が不在や事故の場合には、会長の職務を代行する役割を担います。

(3) 書記

会務を記録し、会の内外への連絡などの役割を担います。

(4) 会計

自治会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理します。

(5) 監事

会の財産の状況又は事務の執行の状況について監査します。

(6) その他の役割

必要に応じ、自治会の会務の執行や活動を円滑に行うため特別委員会を設け、委員長などの役員を置きます。

【自治会】

(1) 自治会長

自治会の総括指示や役員会の招集などを担います。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長が不在の場合には、職務を代行します。

(3) 書記

会議の記録や回覧する告知物などの書類の作成を担います。

(4) 会計

自治会費や物品などを管理します。

(5) 監事

会の財産の状況又は事務の執行の状況について監査します。

2 規約（事例）

会員や新たな転入者のためにも、その設置目的や運営方法を明らかにし、開かれた活動を行うため、一般的には規約が設けられます。規約の例を参考に、地域の状況に応じ、活性化が図られるよう工夫しましょう。

なお、規約を新しく作成したり、改正する場合は総会を開催します。

〇〇自治会 規約

第1条 本会は、〇〇町内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

第2条 本会は、〇〇自治会と称し、事務所を〇〇に置く。

第3条 本会は、〇〇区域内の住民をもって組織する。

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 区域内住民の親睦に関すること。
- (2) 広報資料の配布とその周知徹底に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。
- (4) 共同財産の管理及び共同負担に関すること。
- (5) 区域内住民の生活の向上に資する各種事業の計画実施に関すること。
- (6) その他区域内の発展及び市政への協力に関すること。

第5条 本会に下記の役員を置く。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 〇名 |
| (3) 書記 1名 | (4) 会計 1名 |
| (5) 監事 若干名 | (6) 委員（班長・組長）若干名 |

第6条 役員は、互選により定め、その任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。書記は庶務を、会計は財産の管理及び金銭収支を担当する。監事は、財産の状況又は事務の執行状況を監査する。

委員（班長・組長）は、班又は組を代表して会議に出席し、及び区域内住民との連絡に当たる。

第8条 定期総会は毎年〇月（毎年度決算終了後3箇月以内）、臨時総会及び役員会は必要の都度、会長がこれを招集する。

2 会議は、会長が招集し、過半数の出席により成立し、議事は多数決によって決する。

第9条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第10条 総会は、次の事項を協議決定する。

- (1) 規約の変更に関すること。
- (2) 重要な事業計画及びその実施方法に関すること。
- (3) 予算及び会費に関すること。
- (4) 財産の処分に関すること。
- (5) その他会長の必要と認めること。

第11条 軽易な事項については、役員会において協議決定することができる。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の収支決算は、監査員の監査を受けたうえ総会に報告しなければならない。

第14条 本会は、次の帳簿を備えて必要事項を記載しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会費徴収簿
- (5) 規約規程綴
- (6) 会議録
- (7) 予算決算書綴
- (8) その他

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

この規約は、 年 月 日から施行する

3 事業計画（事例）

自治会の年間行事は、地域内にある神社の管理や河川や公園の掃除、消防訓練、防犯灯の管理、祭りの実施など、地域によってまちまちです。年間のスケジュールについては各自治会である程度決められているとは思いますが、新しい入会者への説明や、今後引き継いでいくことも視野に入れて、事業予定表や事業計画書の作成をお勧めします。

〇〇自治会事業計画書（例1）事業ごとに整理

主な事業	内 容	実施日
総会	・ 事業報告及び決算事業計画及び予算承認	4月
防災訓練の実施	・ 防災技術習得と、防災意識の高揚	9月
資源分別回収 ゴミゼロ運動参加	・ 連合会と調整し実施 ・ 〇〇公園等、公共の場所を一斉清掃	毎月 5月
盆踊り大会 市民運動会	・ 関係団体と実施 ・ 連合会に協力	8月 10月
交通安全等運動への参加 見守り活動への参加	・ 参加協力 ・ 参加協力	随時 随時

〇〇自治会事業計画書（例2）実施時期ごとに整理

実施時期	事業内容
4月	総会
5月	年度始懇親会 ゴミゼロ運動
6月	みょうがぼち作り
7月	町内清掃
8月	盆踊り大会
9月	敬老会 連合会協力 防災訓練
10月	運動会 3世代交流会
11月	クリーンシティぎふ
12月	忘年会
1月	二十歳のつどい 連合会協力
3月	役員会

※毎月第1土曜日 自治会役員会議

4 予算・決算・監査（事例）

自治会は、その会員である住人から集める自治会費で運営されています。その金額や回収方法など自治会によって様々です。

集めた会費は自治会の口座に預金しているところが多いと思われませんが、安全面や支出や収入の状況が明確になるので、現金ではなく金融機関を利用し、できれば収入、支出ごとに通帳でわかるように管理することをお勧めします。

具体的な手続きについては、各金融機関にお尋ねください。

また、支出については日付や適用（目的や数量）を明確にするための、支出ごとの調書を作成することや、少なくとも領収書やレシート、振り込み明細書などの証拠書類は保管し、何にいくら使ったかがわかる状態にしておくことが肝要です。

法的な根拠はありませんが、多数の方からお金を預かって運営することから、年に1度は会計報告とそれに伴う監査を実施しましょう。また、どんなお金がどこから集まって、何にどれだけ使ったかということがわかるような収支に係る会計報告は文書化して、会員に配布や回覧するなどして、明示しましょう。

① 収入の処理

- ・ 収入科目（会費、助成金など）ごとに帳簿を作成し、収入明細（収入年月日、金額、収入先、単価、人数など）を記入する。
- ・ 収入の証拠書類を日付順に整理し保管する。
- ・ 収入した現金は速やかに預金し、手元に現金を置かないようにする。
- ・ （預金後は、）通帳の金額と帳簿に記載した金額に相違がないか確認する。

② 支出の処理

- ・ 支出科目（会議費、事務費など）ごとに帳簿を作成し、支出の明細（支出年月日、金額、支出先、購入品名、単価、数量など）を記入する。
- ・ 支出の証拠書類（領収書、口座振替伝票など）を日付順に整理し保管する。
- ・ 領収書等の金額と通帳に記入した金額に相違がないか整理確認する。



(1) 予算書

予算書（例）

令和〇〇年度〇〇〇自治会収支予算書

【収入の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
会費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	@〇〇×〇〇件
預金利子	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
雑入	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
繰越金	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	前年度繰越金
収入合計	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	

【支出の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
事業費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
行事費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	盆踊り
活動費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	清掃活動
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	
会議費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	総会、役員会
事務費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
消耗品	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	
慶弔費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
雑費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
予備費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
支出合計	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	

* 本年度予算額の収入合計額と支出合計額は、一致します。

(2) 決算書

会計年度（4月1日から翌年3月31日までが一般的）が終了したら、1年間の収入・支出の状況を一覧表にした決算書を作成します。収入と支出の科目ごとに作成した帳簿を集計し、その合計額を決算書に記入します。決算書が完成したら証拠書類や預金通帳、定期預金証書などを添えて監査を受けます。

決算書（例）

令和〇〇年度〇〇〇自治会収支予算書 予算書

収入額 〇〇〇〇〇〇〇円
 支出額 〇〇〇〇〇〇〇円
 差引残高 〇〇〇〇〇〇円（翌年度へ繰越）

【収入の部】

科目	予算額	収入額	比較	説明
会費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	@〇〇×〇〇件
預金利子	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
雑入	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	
繰越金	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	前年度繰越金
収入合計	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	

【支出の部】

科目	予算額	支出額	比較	説明
事業費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇
行事費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	盆踊り
活動費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	清掃活動
会議費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	総会、役員会
事務費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
消耗品	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
慶弔費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
雑費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
予備費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
支出合計	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	

(3) 監査

監事は、予算の執行状況や財産の管理状況について監査し、その結果を役員会や総会に報告します。監事は監査を通じて、会の目的に沿った事業が進められているかを確認するという職務を担っています。書類を調べることもなく監査報告書に記名・押印するようなことは慎むべきです。

《 監査の一般的な留意点 》

- ・ 帳簿や決算書の金額に記入誤りや計算上の誤りはないか。
- ・ 帳簿や決算書の金額と領収書等の証拠書類の金額は一致しているか。
- ・ 領収書等の証拠書類はすべて揃っているか。
- ・ 決算書の収入・支出の差引残高（繰越金）は通帳残高と一致しているか。
- ・ 資産状況について、適切に管理されているか。

監査報告書（例）

監 査 報 告 書

令和〇〇年度〇〇〇自治会の収入・支出決算について、慎重に監査を執行した結果、収入・支出ともに適正に処理されていたことを認める。

記

- 1 令和〇〇年度の諸支出金は、それぞれの目的にそっている。
- 2 諸帳簿、証拠書類は、いずれも適正である。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇自治会

監事 ○ ○ ○ ○ ⑩
監事 ○ ○ ○ ○ ⑩

5 総会(事例)

総会は自治会運営の基本となる重要な会議です。総会の一般的な進め方（総会次第例）とその際の議事録作成の事例は次のとおりです。なお、総会の案内は、会議の目的となる事項、日時、場所を示して事前に会員に通知します。

総会次第（例）

令和〇〇年度 〇〇〇自治会総会次第

日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午後〇〇時より
場 所 〇〇〇公民館

- 1 開会の言葉
- 2 会長あいさつ
- 3 議案
 - 第1号議案 令和〇〇年度事業報告
 - 第2号議案 令和〇〇年度決算
令和〇〇年度監査報告
 - 第3号議案 役員改選
 - 第4号議案 令和〇〇年度事業計画案
 - 第5号議案 令和〇〇年度事予算案
- 4 新役員あいさつ
- 5 閉会のあいさつ



総会議事録（例）

令和〇〇年度 〇〇〇自治会総会議事録

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午後〇〇時から〇〇時まで
- 2 場 所 〇〇〇公民館
- 3 出席者
総数〇〇〇名のうち、出席〇〇名、委任状〇〇〇名、欠席〇〇名
- 4 議長選出
全員賛成により、〇〇〇〇を議長に選出した。
- 5 議事録署名人選任
議長一任の意見により、議長が〇〇〇〇と〇〇〇〇を議事録署名人に選任。
- 6 議事
 - 第1号議案 令和〇〇年度事業報告
 - 第2号議案 令和〇〇年度決算
令和〇〇年度監査報告
第1号議案及び第2号議案については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり承認された。
 - 第3号議案 役員改選
役員選考委員会から以下のとおり新役員案が提案された。
会長〇〇〇、副会長〇〇〇、会計〇〇〇、幹事〇〇〇
当議案については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。
 - 第4号議案 令和〇〇年度事業計画案
当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。
 - 第5号議案 令和〇〇年度予算案
当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

以上の会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇 〇〇 印
議事録署名人 〇〇 〇〇 印
議事録署名人 〇〇 〇〇 印

6 自治会加入チラシ

岐阜市自治会連絡協議会では、転入者及び未加入者の方へ自治会加入を勧める一助にさせていただくためにチラシを作成しています。必要な場合は、ぎふメディアコスモス内、市民活動交流センターまでご連絡ください。

豊かで住みよいまちづくり——自治会は地域のために活躍しています

「頼れる人や親戚が遠くに居て、いざという時に心配」、「引っ越してきて間もないので、この辺りのことがよく分からない」などというときは、お隣やご近所の人たちが頼りになるものです。自治会は、地域にお住いの人たちが親睦と結びつきを深めながら、豊かで住みよいまちづくりを目指す私たちの生活で最も身近な組織です。

岐阜市などと協力しながら防災活動、福祉活動、美化活動、交流活動、防犯・交通安全活動など地域のために活躍しています。



多くの参加で、自治会を、地域をみんなで育てていきましょう!

●お問い合わせは **岐阜市自治会連絡協議会 事務局** 岐阜市市民活動センター内 TEL(058)214-4791

自治会に加入しましょう!

自治会とは?

岐阜市内には2,500を超える単位自治会が組織され、10万世帯以上のおなさんが自治会に加入しています。






自治会に加入するには?

加入は、世帯単位に行われます。お近くの自治会長さんか 班長(組長)さんにお申し出てください。

共同住宅の場合は、大家さん(管理会社)、または自治会長さんにご相談ください。

マンションなどで新しく自治会を組織される場合は、自治会連合会にご相談ください。



自治会の組織

単位自治会・班

町内や団地などで単位自治会が結成され、また、班(組)に分けて活動しています。

自治会連合会

地域(従来の小学校区)ごとに組織され、運動会や文化祭など地域独自の活動や成人式・敬老会の開催、そして地域のまちづくりに重要な役割を果たしています。

自治会連絡協議会

市内50の自治会連合会により組織され、その代表者(連合会長)により運営方針の決定、行政との連絡調整を行っています。

みんなで住みよいまちづくり!



自治会に加入しましょう!



各種の活動

敬老会や成人式の開催、盆踊りや運動会など様々な活動を、子ども会や老人会等各種団体と連携して実施しています。



行政のパートナー

地域のまちづくりに市と協働で取り組むほか、広報紙、ごみ収集や予防接種、健康診断等のお知らせを配布しています。

協働のまちづくり



防災活動

阪神・淡路大震災、東日本大震災のような大規模災害や近年頻発している豪雨災害などが発生した際には、地域の人々がお互いを助け合う共助が大きな役割を果たしています。自治会連合会では自主防災隊(団)を結成して、防災訓練や各種防災グッズの備蓄など、いざという時に備えた活動に取り組んでいます。



防犯・交通安全活動

地域の防犯力を高めるための地域パトロールや、児童の登下校時の見守り活動、防犯灯の設置や管理など、地域の安全・安心なまちづくりのため、個人では対応できない地域での活動を行っています。



美化活動

快適な環境を維持し、地域の皆さんがごみを出しやすいよう、ごみステーションを設置し、清掃やクラス除けネットの管理などを行っています。また、河川や水路、道路や公園などの共有施設の清掃活動にも積極的に取り組んでいます。



福祉活動

高齢者に対する見守り活動や高齢者が集う福祉サロンの運営、日頃の声かけ運動など、地域で支え合う福祉活動を行っています。



自治会の加入につきましては

TEL _____



へお申し出ください

自治会加入申し込みカード

住所	岐阜市		
フリガナ	_____	電話	_____
ご氏名	_____		
家族	_____名		

岐阜市自治会百科事典 2024 21版

2024年3月 発行

編著 岐阜市自治会連絡協議会
住民自治活性化委員会

(事務局) 岐阜市市民協働推進部市民活動交流センター内

各地区では、積み重ねられたノウハウやルールに従って、自治会の活動が行われています。自治会活動の一般的な進め方について紹介したこの手引きを参考に、それぞれの地区の特色を生かし、地域の皆様の参加によって良好な自治会活動を進めましょう。